
宇和島市復興計画



平成 31 年 3 月

宇和島市

策定にあたって

平成30年7月豪雨は、当市にとって、これまでにない甚大な被害をもたらし、13名もの尊い命と多くの財産を奪いました。改めて、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された多くの皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

発災から8ヶ月あまりが経過し、市民生活も少しずつではありますが、安定を取り戻しつつあるものの、本格的な復旧・復興はまだまだこれからであります。復旧・復興の遅れは、災害に伴う直接被害のみならず、産業の担い手不足も進む中で、地域そのものの衰退をも引き起します。この間、市におきましても初動対応を行う「災害対策本部」から、復興を推し進めるための「災害復興本部」へと組織を移行するとともに、1日も早い生活の再建を目指して、この度「宇和島市復興計画」を策定しました。

この復興計画は、復興に向けた目指すべき理念を定めるとともに、効果的かつ迅速な復旧と、将来を見据えた創造的な復興を目指して、策定委員会にて丁寧な議論をいただきました。

本年を本市における平成30年7月豪雨からの復興元年と捉え、速やかな復旧と更なる復興を目指し、引き続き全力で取り組んでまいります。

結びに、災害直後から駆けつけていただきましたボランティアの皆様、救援物資や義援金等をお寄せいただいた皆様、また、国・愛媛県をはじめとする多くの方々からいただいた温かいご支援に深く感謝申し上げます、ご挨拶といたします。

平成31年3月

宇和島市長 岡原文彰

目 次

第1章 平成30年7月豪雨及び被害の概要

1. 平成30年7月豪雨の概要	1
(1) 気象の状況	
(2) 大雨等の状況	
(3) 警報等・避難勧告の発表（発令）の状況	
2. 被害の概要	4
(1) 人的被害の状況	
(2) 住宅被害の状況	
(3) 生活基盤施設等の被災状況	
(4) 産業等の被災状況	

第2章 復興計画の基本的な考え方

1. 復興計画の趣旨（目的）	8
2. 復興計画の位置づけ	8
3. 計画の対象地域	9
4. 計画期間	9
5. 復興計画の構成	9

第3章 復興理念と基本施策

1. 復興の理念（姿勢）	11
2. 基本施策	12

第4章 各基本施策

1. 基本施策1「すまいとくらしの再建」	13
2. 基本施策2「安全な地域づくり」	17
3. 基本施策3「産業・経済の復興」	21

第5章 地区別計画

1. 地区別管理	26
2. 地区別状況と復旧・復興ロードマップ	27
(1) 被害状況	
(2) 復旧・復興ロードマップ	

第6章 復興計画の推進に向けて

1. 計画及び復興に係る推進体制	37
(1) 災害復興本部の設置	
(2) 関係機関との連携	
(3) 外部専門家等の招聘	
2. 進捗管理	37

資 料

第1章 平成30年7月豪雨及び被害の概要

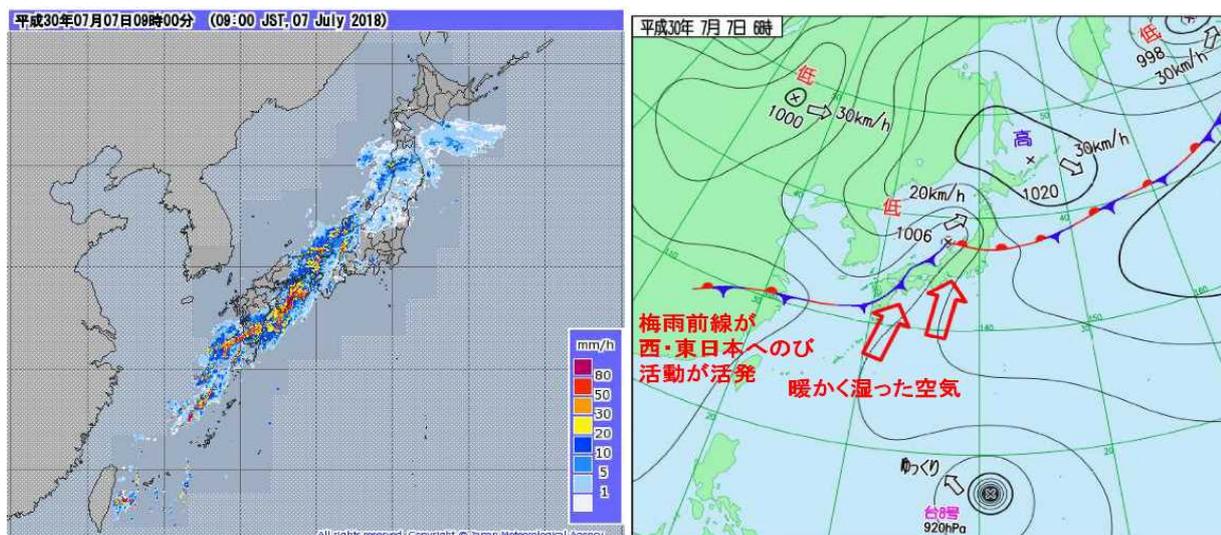
1. 平成30年7月豪雨の概要

(1) 気象の状況

6月28日以降北日本に停滞していた梅雨前線が、太平洋高気圧が南東に移動したことで、7月5日には西日本まで南下し、その後停滞、そして6月29日には台風第7号が発生し、太平洋高気圧の外側を回り込むように東シナ海を北上し、対馬海峡付近で進路を北東に変えた後、7月4日15時に日本海で温帯低気圧に変わりました。

これらの気象状況から、西日本地方では台風の影響による雨が7月3日頃から降り続いていましたが、特に7月5日から8日にかけては、西日本から東日本に停滞した梅雨前線に向かって台風7号の影響により暖かく湿った空気が断続的に流れ込み、梅雨前線が活発化し、9日に北上して活動を弱めるまで日本上空に停滞し、西日本から東日本にかけて広い範囲で記録的な大雨となったものです。

図1 気象レーダーと天気図



出典 気象庁報道発表

(2) 大雨等の状況

6月28日から7月8日にかけての総雨量は、四国地方で1800mm、東海地方で1200mmを超えるなど、7月の月降水量平年値の2倍から4倍となりました。

本市においても7月5日から降り始めた雨は、7月7日には時間雨量100mmに迫る記録的大雨となりました。

表1 気象庁観測所による県内の期間中降水量

(7月5日0時～8日24時) 【単位：mm】

市町村名	地点名	7月5日	7月6日	7月7日	7月8日	期間合計
鬼北町	近永	80.5	132.0	221.5	137.0	571.0
西予市	宇和	70.5	178.0	229.0	62.0	539.5
西条市	成就社	103.0	224.0	118.5	23.0	468.5
今治市	今治	90.0	240.0	117.0	16.5	463.5
内子町	獅子越峠	87.5	189.0	153.0	32.0	461.5
今治市	玉川	64.5	240.0	108.5	14.5	427.5
今治市	大三島	75.0	207.0	117.0	15.5	414.5
八幡浜市	八幡浜	39.5	153.5	183.5	20.5	397.0
伊予市	中山	46.5	171.5	159.5	18.0	395.5
宇和島市	宇和島	39.0	88.5	186.5	67.5	381.5

出典 気象速報 松山地方気象台

※気象庁による宇和島市の観測地点：宇和島市住吉町

表2 国土交通省等による本市の主な観測地点の累加雨量

(7月5日2時～8日22時) 【単位：mm】

観測地点	累加雨量	1時間あたりの最多雨量		
		日付	時間	雨量
津島(上楨)	919.0	7月7日	8時	53.0
津島(御楨)	666.0	7月7日	7時	37.0
三間(三間)	493.0	7月7日	7時	61.5
吉田(玉津)	469.0	7月7日	7時	91.0
吉田(吉田)	453.0	7月7日	7時	74.0
吉田(奥南)	372.0	7月7日	7時	96.0
津島(岩松)	352.0	7月7日	8時	52.0
宇和島	336.0	7月7日	7時	49.0
津島(由良)	327.5	7月7日	8時	80.5
宇和島(宇和海)	322.5	7月7日	7時	50.0

(参考) 宇和島市内観測地点(雨量計)位置図



出典 国土交通省市町村概況(河川の水位と雨量の状況)

(3) 警報等・避難勧告の発表（発令）状況

注意報、警報等の発表の状況、本市の災害対策本部の設置及び避難勧告の発令の状況は表のとおりです。

表3 松山地方気象台等が発表した情報 (7月5日0時～8日24時)

日時 / 項目	波浪 注意報	雷 注意報	強風 注意報	洪水 注意報	大雨 注意報	洪水 警報	大雨 警報	土砂災 害警戒 情報	記録的 短時間 大雨情報	大雨 特別警報
7月5日1時22分	○	○			○					
7月5日9時14分	↓	↓	○	○			土			
7月6日4時25分	↓	↓	○	↓			○			
7月6日4時49分	↓	↓				○	↓			
7月7日2時32分	↓	↓					土浸			
7月7日6時28分		↓					↓	○		
7月7日7時46分		↓	↓			↓	↓	○		
7月7日15時49分		↓		○			土			
7月7日19時04分		↓		↓			↓			
7月8日5時50分		↓		↓						土
7月8日6時10分		↓				○		6:05 解除		↓
7月8日14時50分		↓		○			土			

出典 気象速報 松山地方気象台等

(補足)

浸：浸水害 / 土：土砂災害 / 土浸：土砂災害、浸水害

大雨特別警報：台風や集中豪雨によって数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。

土砂災害警戒情報：重大な土砂災害が起こるおそれがあるとき、気象庁と都道府県が共同で発表する防災情報。

記録的短時間大雨情報：数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測・解析したりしたときに気象台が発表。

表4 宇和島市災害対策本部の設置・避難勧告等発令の状況 (7月5日9時～9日12時)

日時	内容	
	項目	対象地域
7月5日 9時14分	宇和島市災害対策本部設置	
7月6日 5時00分	避難勧告発令	津島町御模、上模、清満地区の土砂災害警戒区域等
7月7日 7時00分	避難勧告発令	市内全域の土砂災害警戒区域等
7月7日 9時00分	避難勧告発令	和霊中町ほか須賀川周辺地域
7月9日 12時00分	避難勧告解除	

2. 被害の概要

7月5日から降り始めた雨は、市内各所に浸水被害や土砂崩れを引き起こすなど未曾有の豪雨災害となり、本市では13人(直接死11人、関連死2人)の尊い命が失われるとともに、市民の財産、道路・河川・橋梁といった公共インフラ、商店や工場及び柑橘園地等の産業基盤等に甚大な被害が発生しました。

特に、吉田地区の河内川や立間川などでは流下能力を超えて河川の氾濫が起き、広範囲で浸水被害が発生するとともに、各所で多数の土砂崩れが発生し、建物や農地などが大きな被害を受けました。



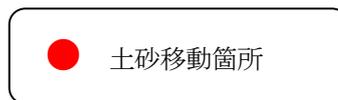
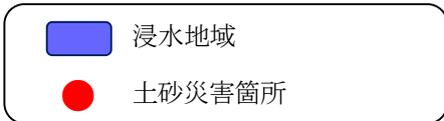
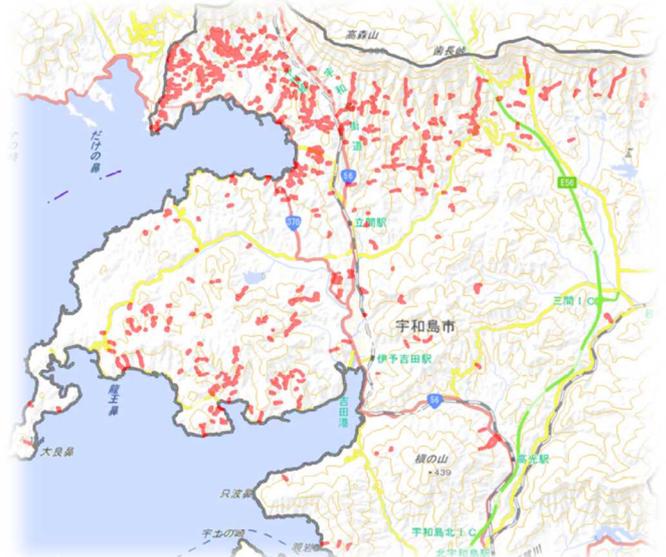
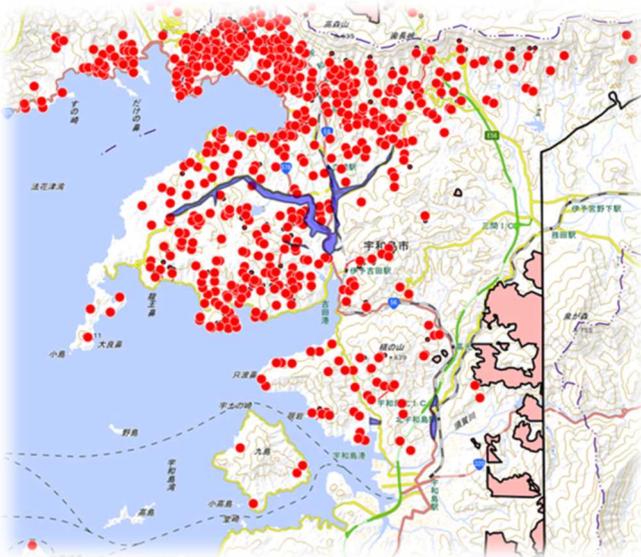
喜佐方地区



白浦地区

図2 浸水地区等の状況

図3 土砂移動痕跡判読



出典 国土地理院※浸水地域：市加工

出典 (株) パスコ

(1) 人的被害の状況

本市では、13人の尊い命が奪われ、29の方が重度の負傷を負われました。

表5 人的被害の状況(1月31日現在)

死 亡	負 傷
13人	29人
災害関連死2人を含む	被災見舞金申出者数

(2) 住宅被害の状況

河川の氾濫や土砂崩れにより、住宅の浸水や倒壊が多く発生し、特に被害が集中した吉田地区では、多くの市民が避難所生活を強いられることになりました。

表6 住宅被害の状況(り災証明交付状況【被害有のみ】) (1月31日現在)

	宇和島地区	吉田地区	三間地区	津島地区	合 計
全壊	3件	56件	2件	0件	61件
大規模半壊	2件	111件	1件	1件	115件
半壊	64件	709件	14件	16件	803件
一部損壊	157件	550件	57件	20件	784件
合 計	226件	1,426件	74件	37件	1,763件

表7 避難所開設の状況 (7月8日14時現在)

	宇和島地区	吉田地区	三間地区	津島地区	合計
避難所	12箇所	24箇所	3箇所	2箇所	41箇所
避難世帯	37世帯	526世帯	54世帯	11世帯	628世帯
避難者	67人	977人	92人	13人	1,149人

※宇和島市全体での避難者数等最大値

(3) 生活基盤施設等の被災状況

土砂等による道路の埋塞や橋梁への流木の集積による河川氾濫が多数発生し、停電や断水が発生したほか、交通ネットワーク等が分断されました。

とりわけ、土石流により破壊的な被害を受けた吉田浄水施設では、吉田地区・三間地区への供給機能が失われたため、長期間にわたり断水に陥りました。

表8 生活基盤施設等の被災状況

	宇和島地区	吉田地区	三間地区	津島地区	合計	備考
水道（断水）	-	9,867人	5,450人	-	15,317人	最大値
		4,210戸	2,358戸		6,568戸	
電気（停電）	1,571戸	5,872戸	780戸	-	8,223戸	最大値
道路	24箇所	359箇所	20箇所	17箇所	420箇所	1月31日現在
河川	76箇所	431箇所	10箇所	40箇所	557箇所	1月31日現在
小・中学校	2校	4校	-	-	6校	浸水・土砂流入被害
保育所	1園	3園	-	-	4園	浸水被害

※道路・河川については災害査定受検箇所数



奥白井谷地区



吉田浄水場

(4) 産業等の被災状況

本市の基幹産業である第1次産業を中心に大きな被害を受けました。

また、直接的な被害にとどまらず、吉田地区・三間地区については、約1ヶ月断水が続いたことや、三間地区では、通水後も飲用可となるまでさらに1ヶ月以上を要したことにより、多くの産業に支障をきたす状況となりました。

1) 商工業 (被害推計額 : 20 億 9,212 万円)

多くの事業所で店舗や生産設備などが被災し、市内中小企業 316 事業者が直接的な被害を受け、営業の休止や縮小を余儀なくされました。

表9 中小企業の被災状況

	宇和島地区	吉田地区	三間地区	津島地区	合計
被災事業者	69 件	235 件	10 件	2 件	316 件

2) 農林業 (被害推計額 : 農業 209 億 7,398 万円、林業 42 億 4,783 万円)

農業では、斜面崩壊や土石流により園地を中心に農地が 814 箇所、農道 664 箇所、モノレール 621 件などの被害が発生しました。

また林業では、山腹崩壊により林地 117 箇所、林道 6 路線の被害が発生しました。

表10 農業の被災状況

施設等の被害状況		備考	農作物の被害状況		備考
農地	814 箇所	238.35ha	水稲	67.6ha	
農道	664 箇所		野菜	0.52ha	
ため池	49 箇所		果樹	535.5ha	
用水施設及び水路	244 箇所		果樹樹体	266ha	
モノレール	621 件	総延長 35,827m	家畜	74.5 千羽	

3) 水産業 (被害推計額 : 2 億 2,858 万円)

水産業では、9 漁港が被災し、土砂流入による陸上施設の損傷や、土砂の流入の影響によりマダイ等の養殖魚へい死被害が発生しました。

表11 水産業の被災状況

施設等の被害状況		備考	水産物の被害状況		備考
漁港	9 漁港	14 箇所	マダイ等へい死	5.2 万尾	
土砂の堆積除去(浚渫)	10 箇所				

※上記 1) から 3) すべて 1 月 31 日現在の被害状況

第2章 復興計画の基本的な考え方

1. 復興計画の趣旨（目的）

平成30年7月豪雨は、本市に過去に類を見ない大災害をもたらしました。今後、災害に対する復旧・復興が長引くことになれば、災害に伴う直接被害のみならず、産業の担い手の高齢化も進む中で、若手人材の流出による地域そのものの衰退も懸念されます。

こういった状況を受け、市民が1日も早く生活を再建し、災害前の生活を取り戻せるよう市民と行政等が力を合わせて復旧・復興に取り組む必要があります。

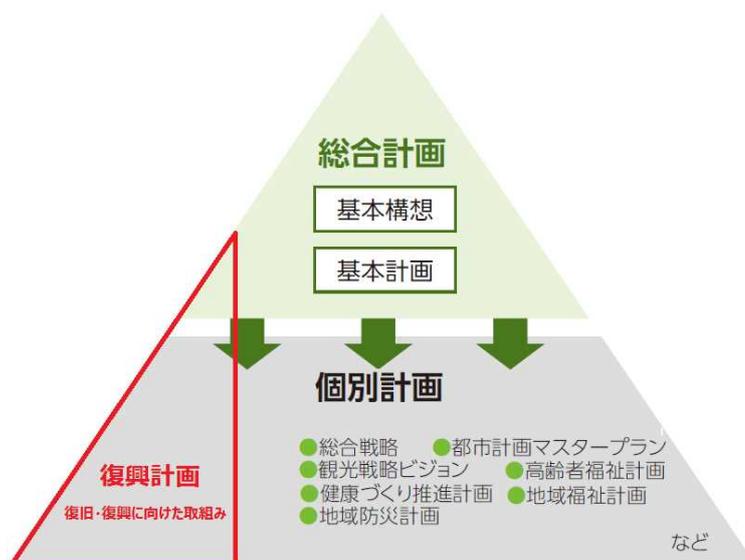
この復興計画は、復興の理念を定めるとともに、効果的かつ迅速な復旧と、今回の経験を踏まえた防災力の強化、そして本市の更なる魅力向上など、将来を見据えた創造的な復興を目指して策定するものです。

2. 復興計画の位置づけ

今回の豪雨災害からの復興には、先人達が築き上げてきた地域の回復、希望が持てる未来と地域の魅力を創造していくことが求められます。これらは、第2次宇和島市総合計画の基本構想に掲げるまちの姿である「継承・共育・発信のまち」の実現でもあり、本市において変わることはない目指すべき将来像です。

図4 復興計画イメージ図

そこで、これらを実現していくため、この復興計画は、総合計画の一部を成すものと位置づけ、市民とともに復興に取り組んでいくための指針とするとともに、その達成に必要となる個別計画としての位置づけも持ち合わせたものとして策定します。



3. 計画の対象地域

計画の対象地域は市内全域とします。

4. 計画期間

第2次宇和島市総合計画の前期基本計画の一部という位置づけから、これと整合を図り、計画期間は2019年度から2022年度の4年間とし、復興目標年度を2022年度とします。(ただし、2018年度の取り組み・進捗状況も記載して整理します。)

なお、長期的・継続的な視点で取り組むべき課題も多いことから、計画期間後については、総合計画の後期基本計画にその内容を引き継いで整理します。

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度以降	
【復興計画】 前期基本計画		→					
後期基本計画						→	
【復興本部】 復興の取組		→					

5. 復興計画の構成

この計画は、次ページ図5の構成により策定します。

図5 復興計画構成図

1. 本市の被害状況等の整理

豪雨・被災の概要

2. 基本的事項

目的・位置づけ・計画期間等

3. 復興理念・基本施策

復興の理念と基本施策

復興の理念（姿勢）

つなぐ 「ともにつなぎ ともに創ろう 未来咲く ふるさとうわじま」

基本施策（目標）

- 1 「すまいとくらしの再建」
- 2 「安全な地域づくり」
- 3 「産業・経済の復興」

4. 各基本施策

復興の基本施策と主要事業

地区別計画（管理）

宇和島地区

吉田地区

三間地区

津島地区

5. 計画の推進

推進体制・進捗管理

復旧・復興の推進

1. 復興の理念（姿勢）

【復興の理念（姿勢）】

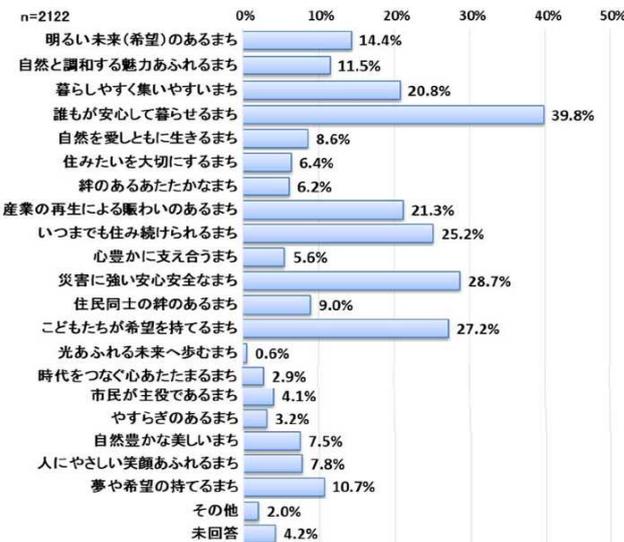


宇和島市では、平成30年3月に第2次総合計画を策定し、目指すべき将来像を「継承・共育・発信のまち」としました。これは、先人から「継承」してきた自然・産業・文化など、あふれる魅力を次世代を担う子どもたちと共に育て（「共育」）、希望ある未来を創造していくこと、さらにそれらを市内外問わず積極的に「発信」していくことを表したものです。

平成30年7月豪雨は、ふるさとに多くの爪あとを残しました。この復興計画は、早期の復興を目指して、総合計画の一部をなすものとして策定します。災害後の市民アンケートにおいて、「これからの宇和島市の目指すべきまちのイメージは」との問いに、多くの方が「誰もが安心して暮らせるまち」を選択しています。さまざまな機関や団体からの支援と協力も得ながら、まずは「復旧」に速やかに取り組むとともに、今回の災害を踏まえて、「つなぐ」をひとつのキーワードとして、「未来咲く ふるさとうわじま」を人と人をつなぎあって、ともに創っていくため、本計画では3つの基本施策を柱として復興への歩みを進めます。

【市民の意識・意向】

これからの宇和島市の将来を見据えた創造的復興を目指すためのまちの「イメージ」を表すとしたら（3つまで回答）



市民の意見を把握するために行ったアンケート調査では、「誰もが安心して暮らせるまち」・「災害に強い安心安全なまち」・「子どもたちが希望を持てるまち」の意識や意向が上位を示しています。

順位	キーワード
1	安心して暮らす
2	災害に強い
3	子どもたちに希望を
4	いつまでも住み続ける
5	再生による賑わい
6	集いやすい
7	明るい未来（希望）

2. 基本施策

本市の復興の基本施策を、「すまいとくらしの再建」、「安全な地域づくり」、「産業・経済の復興」の3つとし、これに基づき、迅速かつ効果的な復旧、今回の経験を踏まえた防災力の強化、逆境をバネにした本市の更なる魅力向上など、将来を見据えた創造的な復興を目指し、各事業に取り組みます。

基本施策1「すまいとくらしの再建」

被災者の生活再建のための住宅、雇用、医療、福祉、教育などを総合的に支援するとともに、「すべてのひとにやさしい、将来世代にわたって安心して暮らせる」まちづくりを進めます。

基本施策2「安全な地域づくり」

今回の豪雨災害の教訓を踏まえ、河川整備、砂防・治山等の安全対策を実施するとともに、自助・共助・公助による地域防災力の向上、コミュニティ強化等、ハード事業及びソフト事業の両面において、「市民の命を守る、災害に強い」まちづくりを進めます。

基本施策3「産業・経済の復興」

甚大な被害を受けた農林水産業、商業、サービス業などの地域産業のあらゆる分野の産業復旧に向けた取り組みを支援し、地域経済の「元気・活力」を早期に取り戻すことで、「働く場のある」まちづくりを進めます。

【イメージ図】



第4章 各基本施策

復興の基本施策に沿って各種事業を実施します。

基本施策 1 「すまいとくらしの再建」

【現状と課題】

平成30年7月豪雨災害によるり災証明の交付件数は、全壊から一部損壊までを合わせると1700件を超え、市民の生活基盤に大きな被害を及ぼしました。

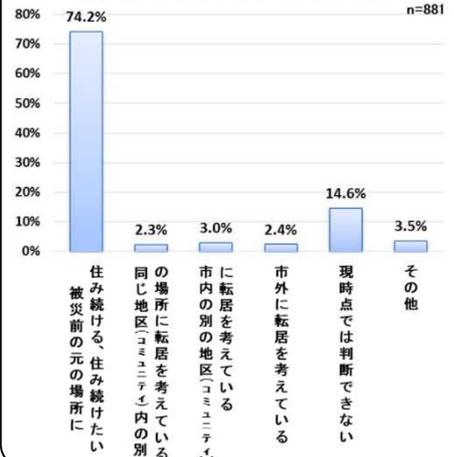
災害後に実施した市民アンケート調査によると、今後の住まいの場所について「被災前の元の場所に住み続ける、住み続けたい」と回答した方が突出しており、やはり住みなれた場所での生活再建を望んでいる状況がうかがえます。

また、生活再建のうえで重視することでは、「自然災害に対する安全性の確保」、「電気・水道等のライフラインの復旧」といった、安全・安心・安定をキーワードとする項目が当然多く選択されているほか、「近所づきあい・コミュニティの充実」といった、地域力の再生にも関心が寄せられています。

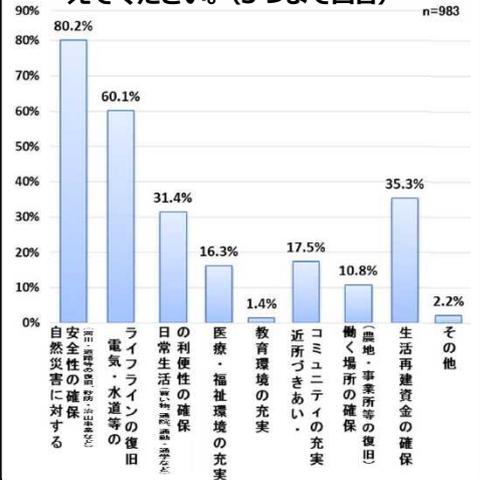
このような状況を踏まえ、被害状況の速やかな調査、被災した方に対する生活相談の充実、生活していくための住居の復旧や提供のほか、地域とボランティア・産業団体などをつなぐ組織づくりにも取り組んでいきます。

アンケート結果

豪雨災害を踏まえ、今後の住まいをどうお考えですか。(単数回答) n=881



暮らしを再建する上で重視することを教えてください。(3つまで回答) n=983



豪雨災害からの住まいの再建について教えてください。(単数回答) n=758



【目 標】

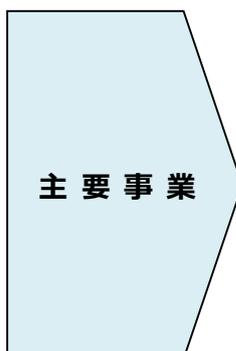
被災者の生活再建のための住宅、雇用、医療、福祉、教育などを総合的に支援するとともに、「すべてのひとにやさしい、将来世代にわたって安心して暮らせる」まちづくりを進めます。

項 目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 以降
被害調査・生活再建支援・給付						
住宅支援						
各種被災者支援						
中間支援組織の育成						
地域づくりの強化						
災害ボランティア支援						

【内 容】

1) 被害調査・生活再建支援・給付

被害状況の調査・り災の程度の証明を行うとともに、被災者に対する生活相談、租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免、住宅・援護資金の貸付等、生活再建を支援します。



- 市税の納税猶予
- 災害弔慰金・災害障害見舞金の給付
- 被災見舞金・被災者生活再建緊急支援金の給付
- 被災者生活再建支援金の申請受付
- 福祉サービス等負担額（料）の減免
- 被災者生活・健康支援
- 被災者見守り・相談支援事業（生活・生業支援パッケージ）
- ごみ処理・斎場施設使用料の減免 等

2) 住宅支援

住宅に被害を受け、自力では住居を確保できない、若しくは修理することができない被災者に対し、公営住宅や応急仮設住宅などの提供等を行います。

主要事業

- 市営住宅等の一時使用
- 建設型応急仮設住宅
- 借り上げ型応急仮設住宅（民間賃貸住宅）
- 被災住宅の応急修理、住居内土砂の撤去 等

3) 各種被災者支援

①【生活環境支援】

宅地内に流入した土砂の排除や被災家屋の解体などを行います。

②【民生支援】

災害に伴い開設した避難所の運営、食事の提供、支援物資等の手配を行いました。

③【学校教育環境の確保・充実支援】

被災した児童・生徒への教科書のほか学用品の支給、就学に対する経済的支援、通学方法の変更に対する支援を行います。

主要事業

- 堆積土砂の排除
- 被災家屋等解体処理
- 災害廃棄物処理
- 災害時緊急被災児童・生徒就学支援事業
- 災害時児童・生徒通学支援事業

4) 中間支援組織の育成

変化していく被災者ニーズに効果的に対応していくために、継続的に被災者支援を行っている各団体組織をつなぐ仕組みづくりと体制維持が必要となっていることから、これまでつながりが希薄だった各セクター（住民・企業・NPO・行政等）をつなぐ民間主体の中間支援組織の育成に取り組み、地域の方にとってコミュニティとなる場の形成や住民の支え合いにつなげていきます。

主要事業

- 中間支援組織（宇和島NPOセンター（仮称））の育成
- 各種団体の情報収集

5) 地域づくりの強化

今回の災害も踏まえ、各地域づくり協議会が、改めて地域のこれからのあり方を話し合い、指針となる「地域将来ビジョン」を策定する費用について支援します。

主要事業

○ 地域づくり交付金

(拡充：通常の交付金配分に加えて、将来ビジョン策定費用を支援)

6) 災害ボランティア支援

災害直後の室内の清掃、土砂除け、家具・ごみ等の搬出等、住宅まわりの清掃作業などの支援として、ボランティアを派遣しました（社会福祉協議会・各種民間団体）。

また、農道やモノレール等の被害に伴う、みかん農家の人手不足への支援として、「みかんボランティア」を募集し、摘果作業や園地の復旧などを実施していただきました。

その後も、被災者の安定的な日常生活の確保を図るため、地域支え合いセンターを設置し、引き続き、ニーズに応じたボランティアの調整など総合的な支援を行います。

基本施策2

「安全な地域づくり」

【現状と課題】

今回の豪雨による災害の多くは、土砂崩れと河川の氾濫等に伴うものとなりました。

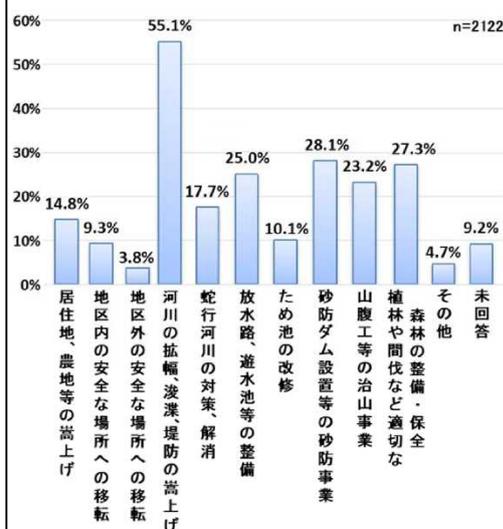
アンケート結果においても、ハード対策として、「河川の拡幅、浚渫、堤防の嵩上げ」という回答が非常に多く、浸水被害の大きさを裏付けています。また、急傾斜対策等の「砂防ダム設置等の砂防事業」がこれに続く形で、今の場所に住み続けるために必要な対策を講じてほしいという要望が表れているものと考えられます。

一方、ソフト対策においては、「身近な避難所の確認・確保」、「災害時における情報伝達手段の確保・整備」、「地域での声掛け・助け合い」が多く選択されています。

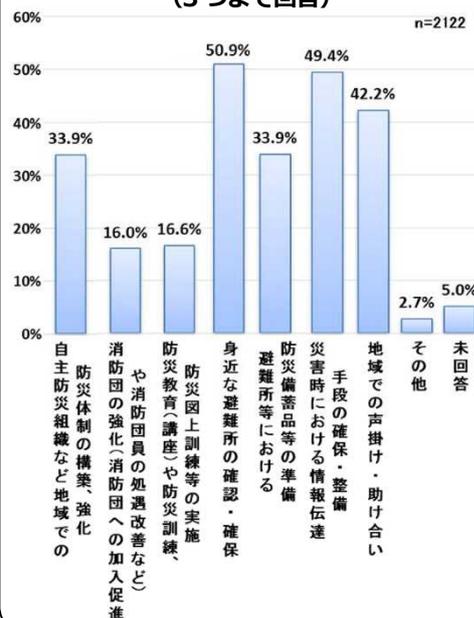
本市は面積が広く、また地理的な面からも、十分なハード整備を進めにくい条件下にあります。まずは災害からの復旧を急ぐ必要がありますが、今後の安心な地域づくりのためには、国・県の協力も得て、地震、津波への対策も含め、計画的な整備を進める必要があります。また、ソフト面では、まずは「命を守る」ことを第一とし、今回の災害で不足していたことを整理するとともに、「自助・共助・公助」により、みんなで安心・安全に暮らせるまちをつくっていくことを目指します。

アンケート結果

安全な地域づくりのために必要と考える施策（ハード対策）についてお聞きします。
(3つまで回答)



安全な地域づくりのために必要と考える施策（ソフト対策）についてお聞きします。
(3つまで回答)



【目 標】

今回の豪雨災害の教訓を踏まえ、河川整備、砂防・治山等の安全対策を実施するとともに、自助・共助・公助による地域防災力の向上、コミュニティ強化等、ハード事業及びソフト事業の両面において、「市民の命を守る、災害に強い」まちづくりを進めます。

項 目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 以降
二次災害防止・地域防災計画等の見直し						
消防団等の機能・地域防災力の強化						
水道復旧						
公共土木施設復旧						
高速情報通信網復旧						
公共施設復旧						

【内 容】

1) 二次災害防止

降雨等による二次災害を防止するため、「二次被害緊急避難計画」を策定し、できるだけ早期の避難行動を呼びかけています。

主要事業

- 二次被害緊急避難計画（暫定）の策定・運用 等

2) 地域防災計画等の見直し

今回の災害を検証し、地域防災計画をはじめとする諸計画を見直すとともに、ハザードマップの更新、地区防災計画の新たな策定の支援など、防災に関する体制の再構築を図ります。

主要事業

- B C P（業務継続計画）の見直し
- 避難勧告等の判断基準の見直し
- 災害対応初動マニュアルの見直し
- 各担当班マニュアル等の見直し
- 避難所開設など見直し、体制整理
- ハザードマップの更新
- 地区防災計画の策定支援
- 水位周知河川以外の避難勧告等の判断基準の策定検討

3) 消防団の機能強化

今回の災害に対する活動を検証し、今後の活動体制を整理するとともに、新たにドローン航空隊を結成するなど、機能的な活動を促進します。

また、被災した詰所や車両などの早期復旧を行いました。

主要事業

- 消防団施設等の被災状況確認、修繕、復旧
- 救助用装備等の充実強化

4) 地域防災力の強化

関係機関との連携強化、防災意識の啓発など、地域防災力の強化に取り組みます。

主要事業

- 自主防災組織等の育成強化
- 防災士の育成・フォローアップ
- 災害危険箇所周知対策（防災マップの更新、土砂災害警戒区域等の表示・津波浸水想定AR表示・標高表示機能を有した媒体の整備）
- 防災情報伝達システム整備
- 気象情報サービスの活用
- 児童・生徒防災啓発（子ども防災キャンプ・防災ハンドブックの配布）

5) 水道復旧

被災した浄水場の代替浄水施設を適正に運用するとともに、引き続き安定した水道供給を目指します。

また、仮復旧中の水道管路についても本復旧を進めます。

主要事業

- 代替浄水施設整備・運用（吉田・三間）
- 給配水管等復旧等

6) 公共土木施設復旧

道路・河川等の公共土木施設の復旧を行います。

主要事業

- 市道・市管理河川・市橋梁等災害復旧工事等

7) 情報通信網復旧

仮復旧中の光情報通信網の本復旧を行います。

主要事業

- 地域情報ネットワークの本復旧
- 地域イントラネットワークの本復旧

8) 集会所復旧

地域コミュニティの拠点の一つとなる集会所の被災復旧のため、その費用を支援します。

主要事業

- 集会所整備事業補助金

9) 社会教育施設・スポーツ施設等復旧

吉田町図書館や地区公民館、住民レクリエーション施設等の復旧を行います。

主要事業

- 吉田町図書館
- 立間公民館
- ふれあい運動公園屋外プール(ポンプ修理)
- 川平住民・河内中住民レクリエーション施設
- 吉田公園野球場 等

10) 公共交通の復旧（平成30年度完了済み）

吉田地区コミュニティバスの被災に伴い、代替車両により幹線から運行を再開。路線の回復状況に合わせ、支線も順次運行を再開させるとともに、新たな車両を購入しました。

11) 防災情報設備の復旧（平成30年度完了済み）

被災した防災ラジオや防災情報設備復旧を行いました。

12) 消防水利等の機能復旧（平成30年度完了済み）

被災した防火水槽や消火栓の復旧を行いました。

13) 吉田支所復旧（平成30年度完了済み）

被災した吉田支所・公民館の1階フロアの復旧を行いました。

14) 学校施設復旧（平成30年度完了済み）

被災した小中学校の校舎、屋内運動場及びグラウンド等の復旧を行いました。

15) 文化施設・文化財復旧（平成30年度完了済み）

被災した「畦地梅太郎美術館・井関邦三郎記念館」、「吉田ふれあい国安の郷」、「宇和島城」の復旧を行いました。

基本施策3

「産業・経済の復興」

【現状と課題】

本市は、温暖な気候と地理的条件等を生かして、第1次産業を基幹産業として発展してきましたが、今回の災害が起こる以前から、後継者不足や地域産業の活性化は大きな課題となっており、災害による影響から、さらに拍車がかかることが懸念されます。

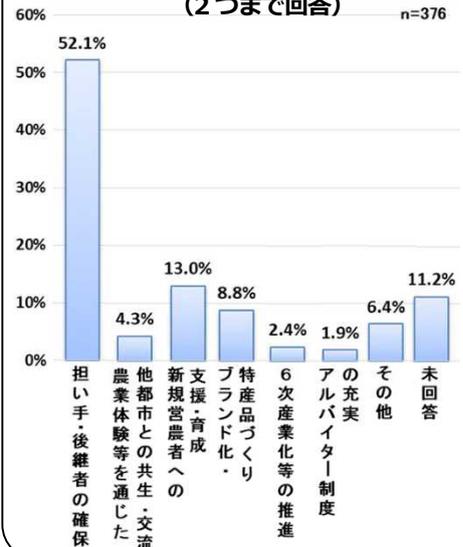
今回のアンケート結果でも、復興において重視することについての質問に、農林漁業者からは「担い手・後継者の確保」という回答が、商工観光業者からは「地域産業の活性化」を望む声が多く寄せられています。

災害をバネに、今一度、地域の内側と外側から、この地域にある資源や力を見直すとともに、関係人口の拡大にも力を入れ、地域経済の「元気・活力」を早期に取り戻す取り組みを進めます。

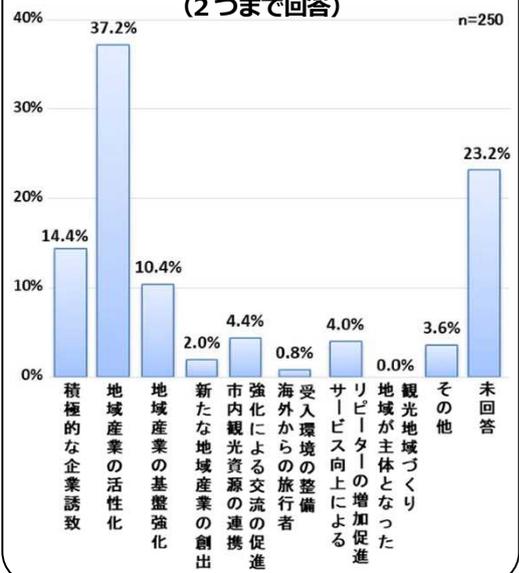
市民が安心してここに住み続け、そして次の世代へと確かなバトンを渡せるよう、復旧と並行して復興を推し進めていかなければなりません。

アンケート結果

【農林漁業】産業・経済復興において、重視することを教えてください（2つまで回答） n=376



【商工観光業】産業・経済復興において、重視することを教えてください（2つまで回答） n=250



【目 標】

甚大な被害を受けた農林水産業、商業、サービス業などの地域産業のあらゆる分野の産業復旧に向けた取り組みを支援し、地域経済の「元気・活力」を早期に取り戻すことで、「働く場のある」まちづくりを進めます。

項 目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 以降
産業復興						
若者の定着						
大学連携の強化						
シティセールス戦略						
外部人材の活用						
復興応援事業						
豪雨災害の記録・継承						

【内 容】

1) 産業復興（農林業）

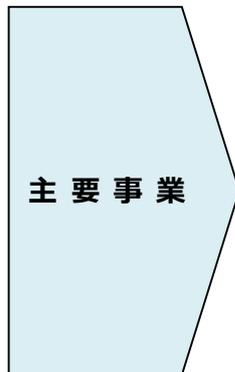
園地の崩壊や柑橘の樹体被害に加えて、灌水防除等の各種設備・器具の損壊等も非常に大きいことから、農家の現状を的確に把握するため、アンケート調査を実施します（JAと連携）。

今後の農業経営対策等についての相談に力を入れ、（特に被害が甚大であった吉田地区には農業経営相談所を開設）、農業資金制度や各種補助事業等の周知も図るとともに、担い手づくりに取り組みます。

生産基盤への対策としては、被災した農地や農業用施設等の復旧と合わせて、農作業に必要なとなる軽トラックや機械のレンタルや生産資材の購入、農産物・畜産物の生産・加工に必要な施設・機械の再建・修繕を支援します。

また、被災農家の労働力の確保対策としては、アルバイト等へのサポートに対する宿泊・交通支援といった確保対策により、人手不足の解消に取り組みます。

今後も、国・県や愛媛大学・関係機関等とも連携のうえ、ニーズに沿った各種事業展開と支援、また、関係人口の拡大や販売促進にも注力するとともに農業復興統括官を配置し、柑橘産業等の復興を推進します。



- 果樹経営支援対策事業（JA基金事業）
- 農地・農業用施設災害復旧事業
- 特定非常災害復旧事業
- みかんサポーター（アルバイト）確保支援事業
- 柑橘産業復興支援活動調査研究事業
- 鳥獣害防止施設復旧事業
- 農地再編整備事業
- 若手農業者グループ復興発信活動支援事業

2) 産業復興（水産業）

漁業協同組合等の関係団体を通じ、被災漁家の状況把握とともに、復興に向けた支援情報の提供、資金利子補給金や自然災害に備えるための養殖共済に係る加入促進支援の拡充など、経営体制強化を図る支援を行います。

また、漁港施設・海岸施設等の復旧を行います。

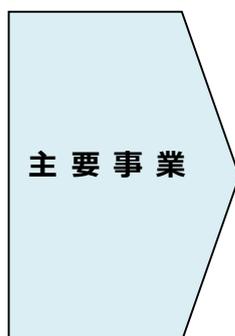


- 漁港施設・海岸施設等災害復旧工事
- 漁業者緊急支援資金利子補給金
- 養殖共済特別支援事業補助金

3) 産業復興（商工業）

相談窓口を設置するとともに、事業再建を図るための取り組みに対する支援や、再建資金の貸付並びに資金利子補給金などの資金助成、新たな担い手等に対する創業支援を行います。

また、吉田地区商店街に並ぶ街路灯を更新整備し、復興への機運を高めます。



- 中小企業等グループ補助金（国・県）
- 被災中小企業者復旧資金利子補給金
- 被災中小企業者等再建事業補助金
- 被災事業者相談窓口設置
- 中小企業者等応援事業補助金
- 創業・就業支援事業
- 吉田商店街街路灯整備事業

4) 産業復興（観光業）

県や事業者等と連携し、復興へ向けた動きのPRや観光プロモーションに取り組むとともに、災害に伴い中止とせざるを得なかった各イベントの拡充等により、復興への機運を高めます。

主要事業

- がんばってます！！南予キャンペーン
- うわじま牛鬼まつり、うわじまお城まつり、吉田夏祭り、吉田産業祭 等

5) 若者の定着促進

「若者が地域に残れる、帰れるまちづくり」をテーマに実施している、「高校生まちづくり課」や「学校自慢 CM 事業」に取り組む中で、今後の地域が目指すべきもの・まちのあり方・今輝いているものの発見など、地域の魅力の再認識を進めます。

主要事業

- 高校生まちづくり課
- 学校自慢 CM の制作
- ジョブチャレンジU-15

6) 大学連携の強化

愛媛大学との連携協定に、「地域の防災及び災害からの復興」、「人材の育成」を加え、研究機関の「知」の支援により、復興に取り組みます。

主要事業

- 災害調査団との連携
- 柑橘産業イノベーションセンターサテライトの設置
- 柑橘産業復興支援事業（柑橘園地の復旧や営農継続に対する取組に対し災害予防等に関する調査・研究を実施）
- 復興支援講座の開催 等

7) シティセールス戦略

様々なプロジェクトを実施していくなかで、今回の災害を受け、改めて目指すべきまちのあり方を見据え、復興の後押しとなる情報発信や効果的な事業展開を図ります。

主要事業

- うわじまブランド魅力化計画の策定
- 本市のロゴマーク・キャッチコピーの作成
- 宇和島産品の販路開拓支援
- 姉妹都市と連携した営業戦略
- 海外商談への市場調査
- 商談会の開催
- 大規模商談会への出展

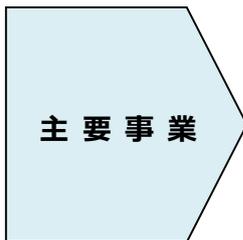
8) 外部人材の活用

産業の復興及び人材の育成を図るため、「復興まちづくりアドバイザー」、「現地駐在員」の設置、また、ANA 総合研究所からの人材の配置など、外部専門家や外部企業・団体等からの支援・協力のもと、各施策を効果的に実施します。

復興を後押しするため、シティセールス戦略事業とも連携しながら、外部企業や団体等からの支援も得てWEBやメディアを活用した効果的な情報発信に取り組みます。

新規就農対策として、受入れ農家を中心に組織横断的体制の構築を目指すとともに、次世代の担い手チームづくりに取り組みます。

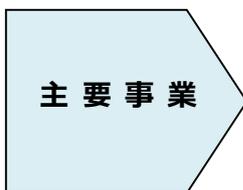
また、販売促進対策としては、地域外企業等とも連携した都市部での販路開拓のほか、支援に関心を持ってもらえる応援企業との関係づくりにより、宇和島ブランドの売り込みに取り組み、宇和島市の将来を見据えた創造的復興を目指します。



- 外部専門家（アドバイザー）の活用
- 地域おこし企業人交流事業
- 復興に向けた情報収集・分析及び情報発信
- 柑橘等を中心とした産業の振興
- 復興人材の育成及び新たな復興支援組織の構築

9) 復興応援事業

復興への機運を高めるイベントを拡充して取り組むとともに、その姿を発信します。



- うわじま牛鬼まつり
- うわじまお城まつり
- 吉田夏祭り・産業祭り
- 国安の郷フリーマーケット 等

10) 豪雨災害の記録・継承

災害の記録を整理してまとめ、今後に備えるとともに、次の世代へ引き継ぎます。

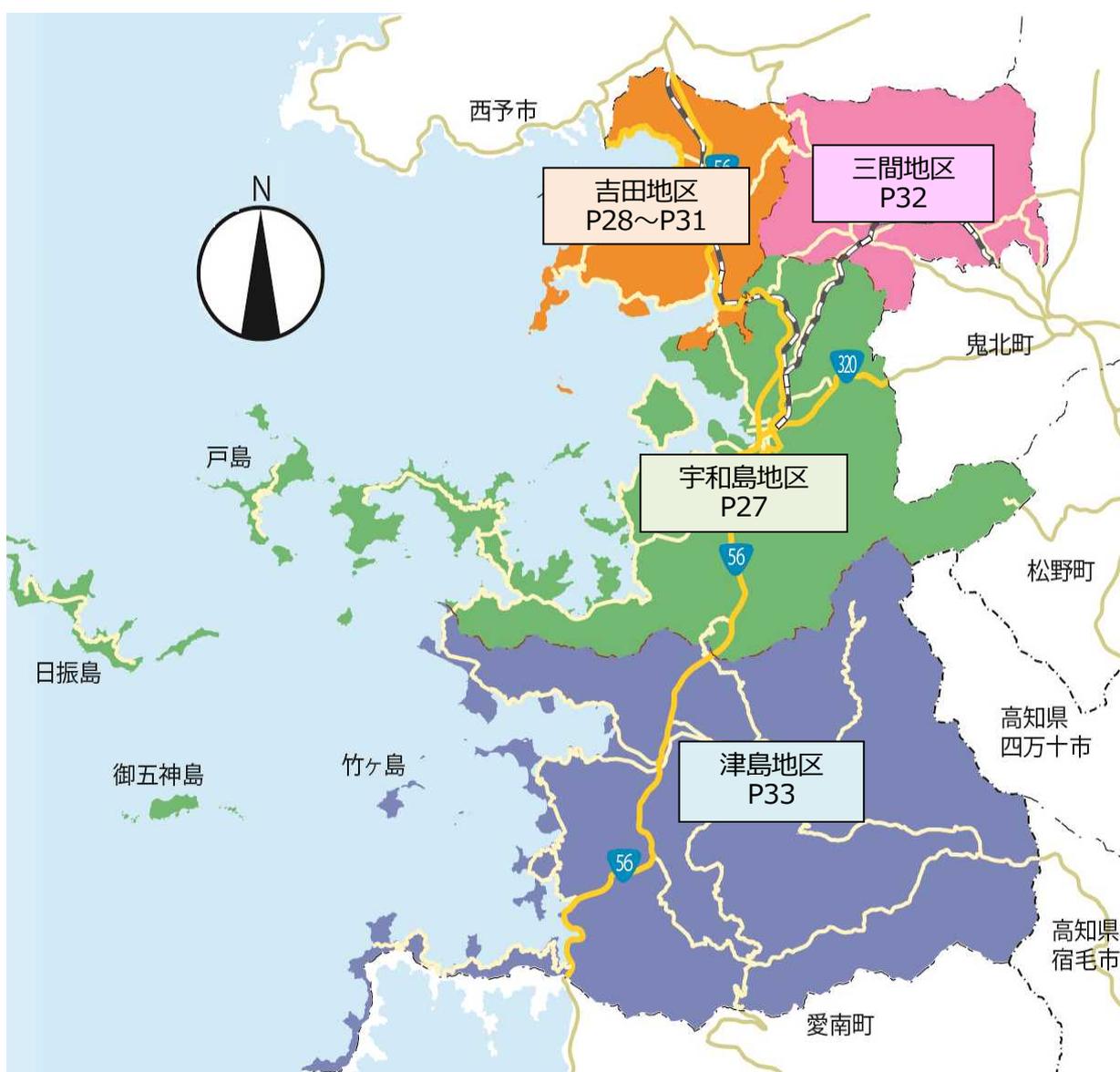


- 豪雨災害記録書の作成

1. 地区別管理

今回の豪雨災害では、吉田地区を中心として被害が甚大となっていますが、その他の地区でも被害が生じているため、本計画では、以下図6の区分により、それぞれの地域における被害状況をまとめ、復旧・復興ロードマップを示します。

図6 宇和島市の地区割

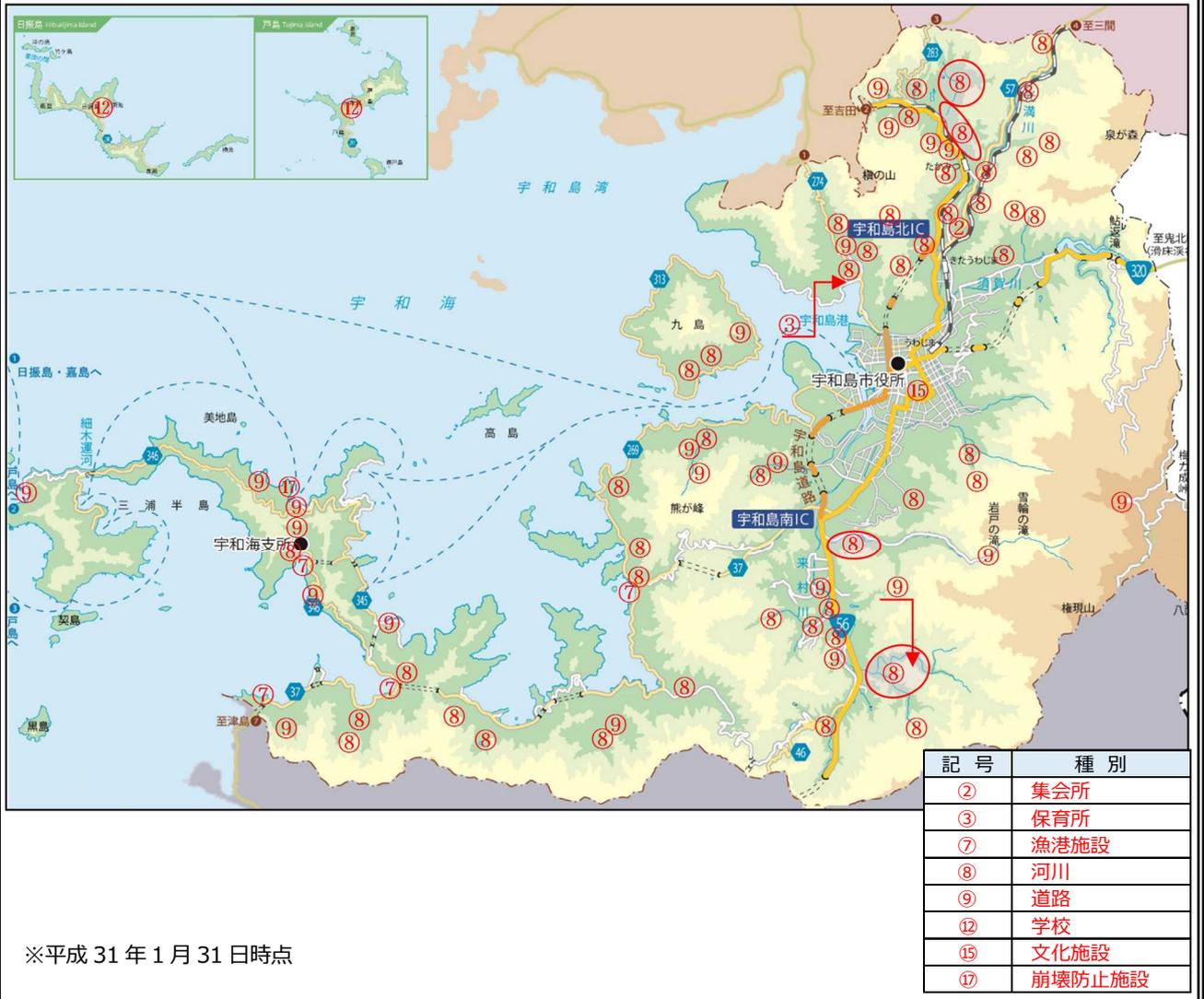


2. 地区別状況と復旧・復興ロードマップ

(1) 被害状況

1) 宇和島地区

図7 行政施設の被害状況位置図【宇和島地区】



高光地区



祝森地区

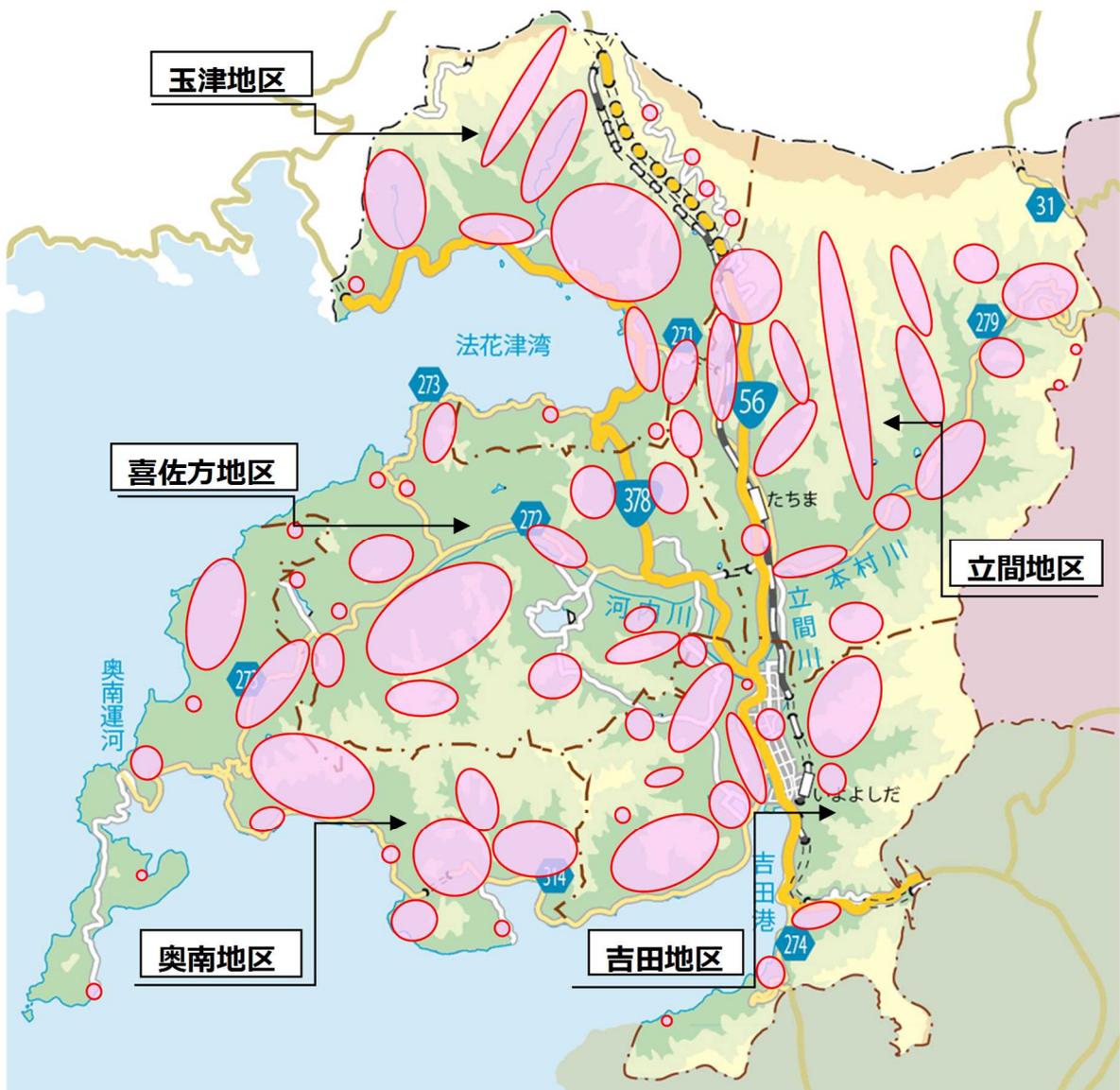


大浦地区

2) 吉田地区

被害の甚大であった吉田地区については、以下図8の5つの区分により、それぞれの地域における被害状況を示します。

図8 吉田地域における地域区分と行政施設における被害状況エリア図



※平成 31 年 1 月 31 日時点

図9 行政施設の被害状況位置図【吉田：吉田地区】

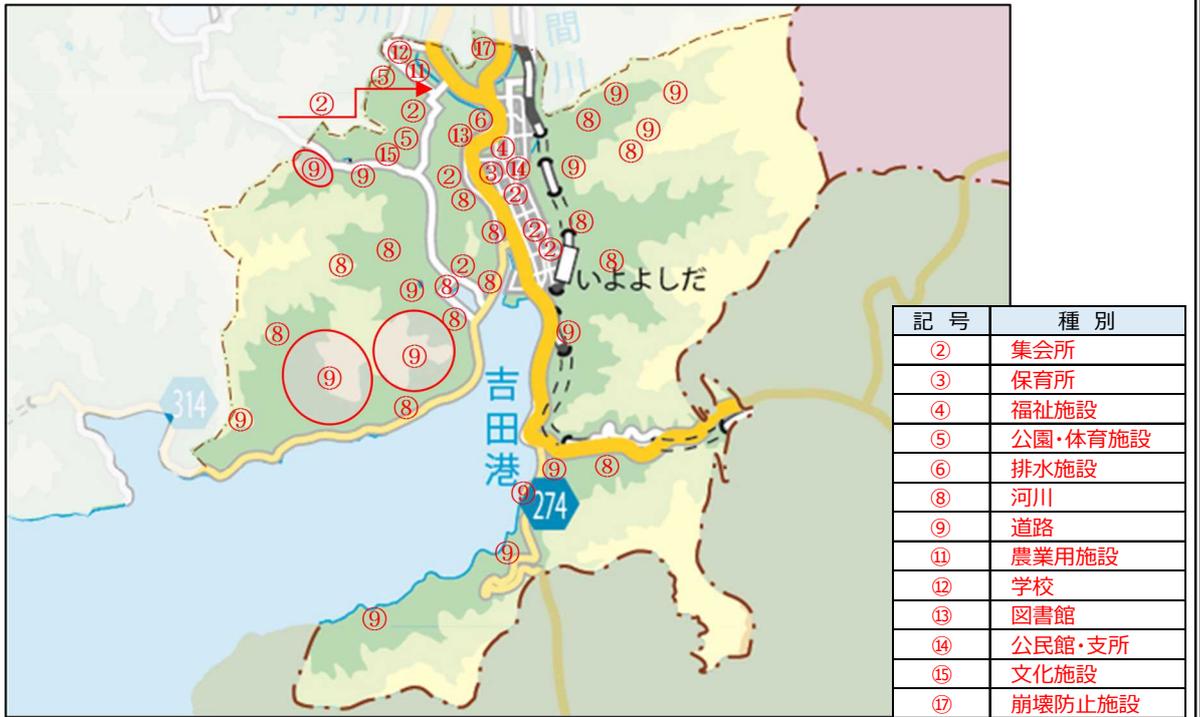


図10 行政施設の被害状況位置図【吉田：奥南地区】

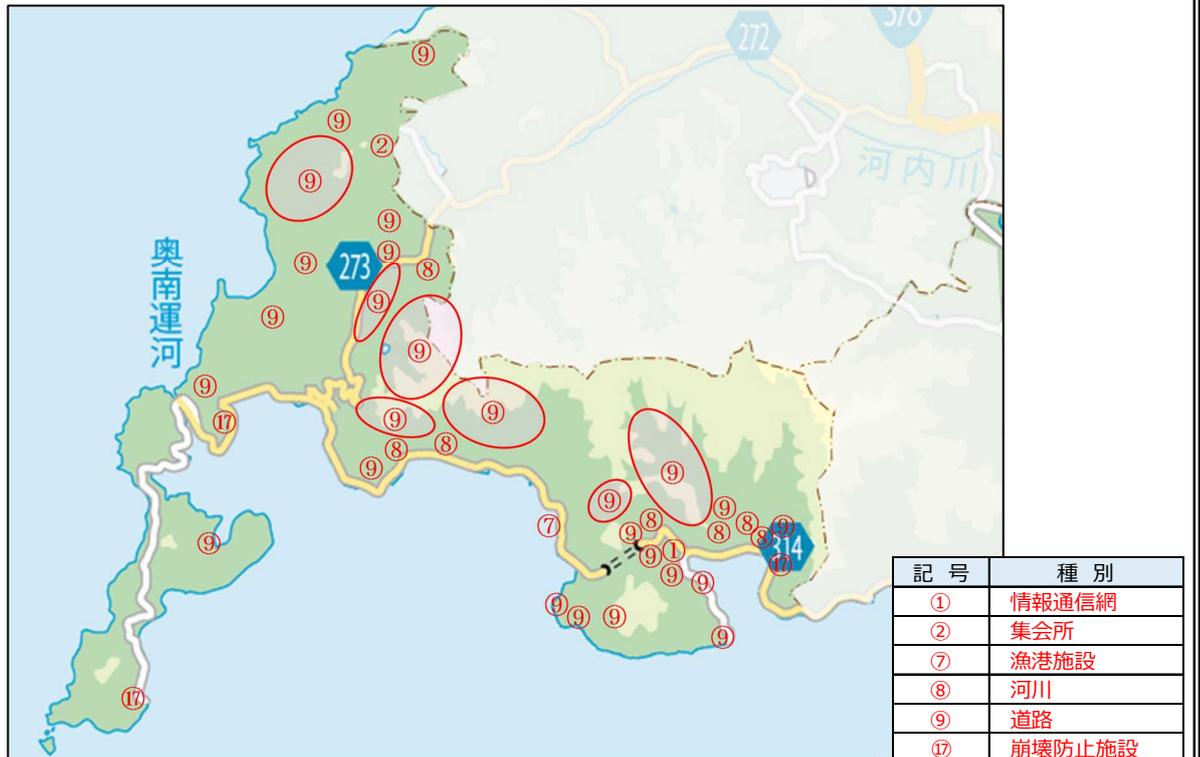


図 11 行政施設の被害状況位置図【吉田：喜佐方地区】

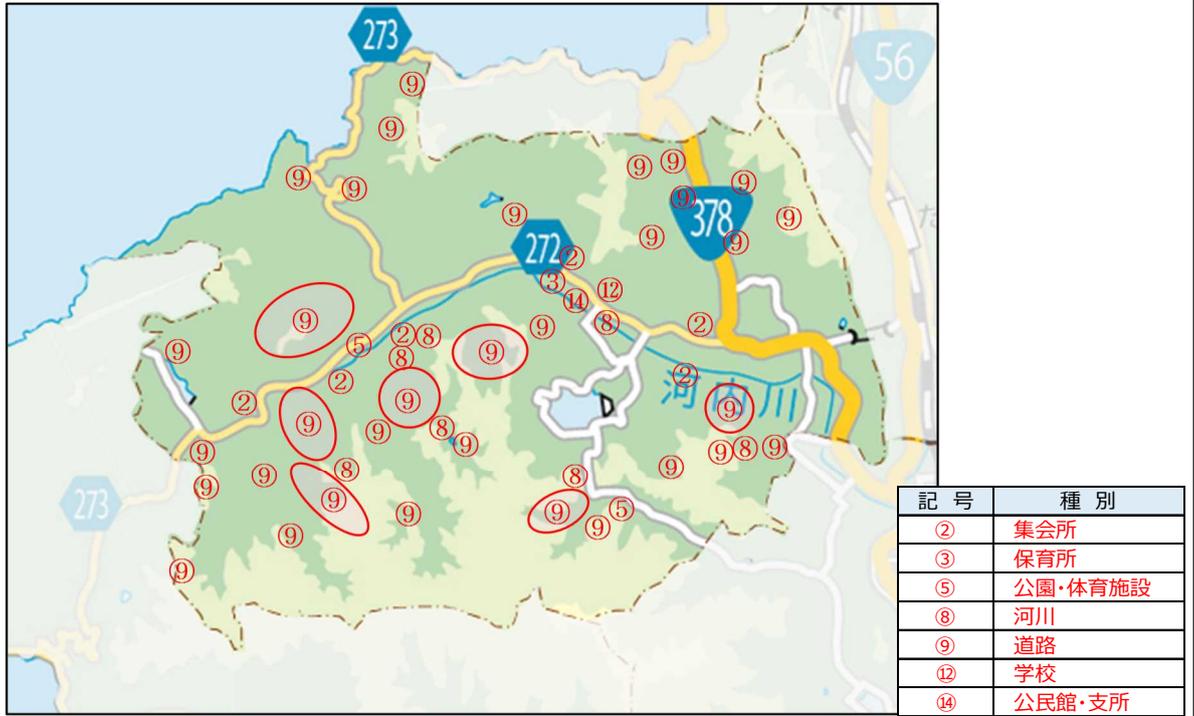


図 12 行政施設の被害状況位置図【吉田：玉津地区】

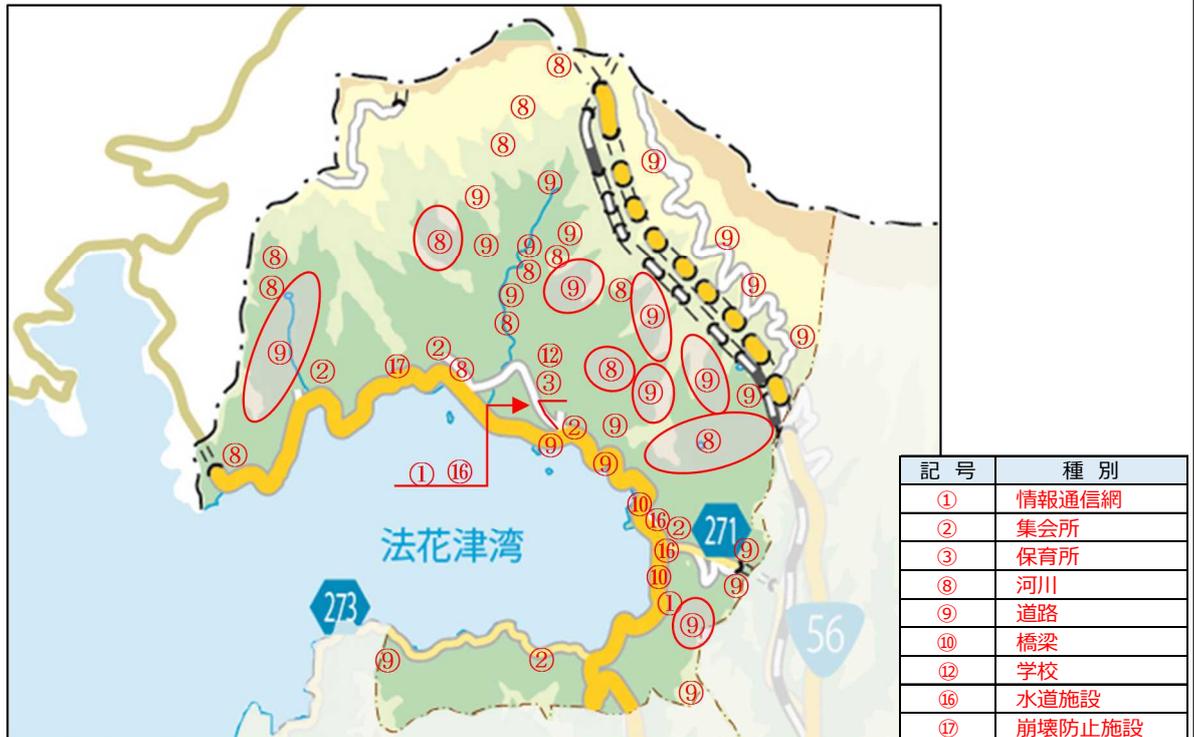
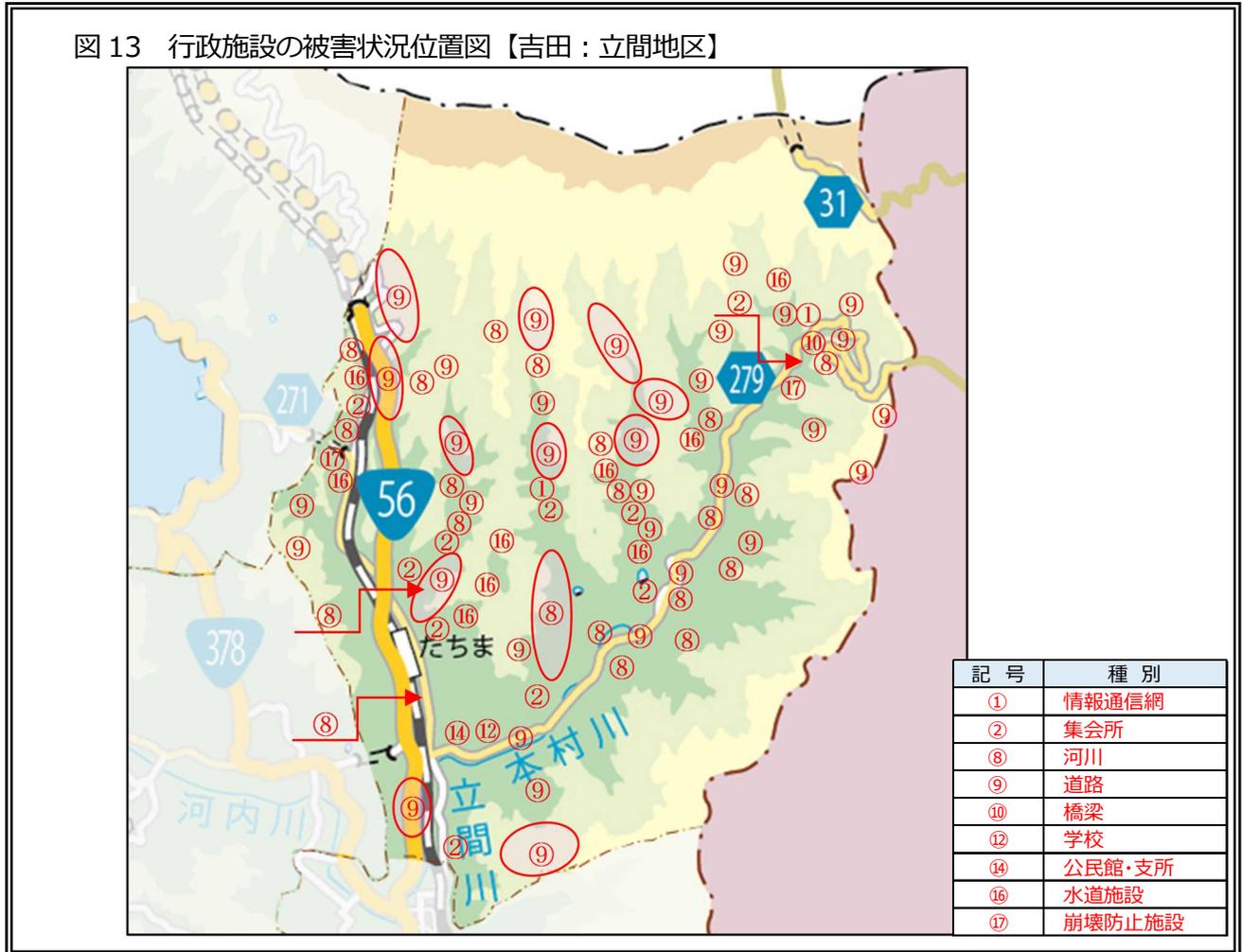


図13 行政施設の被害状況位置図【吉田：立間地区】



玉津地区



奥白井谷地区



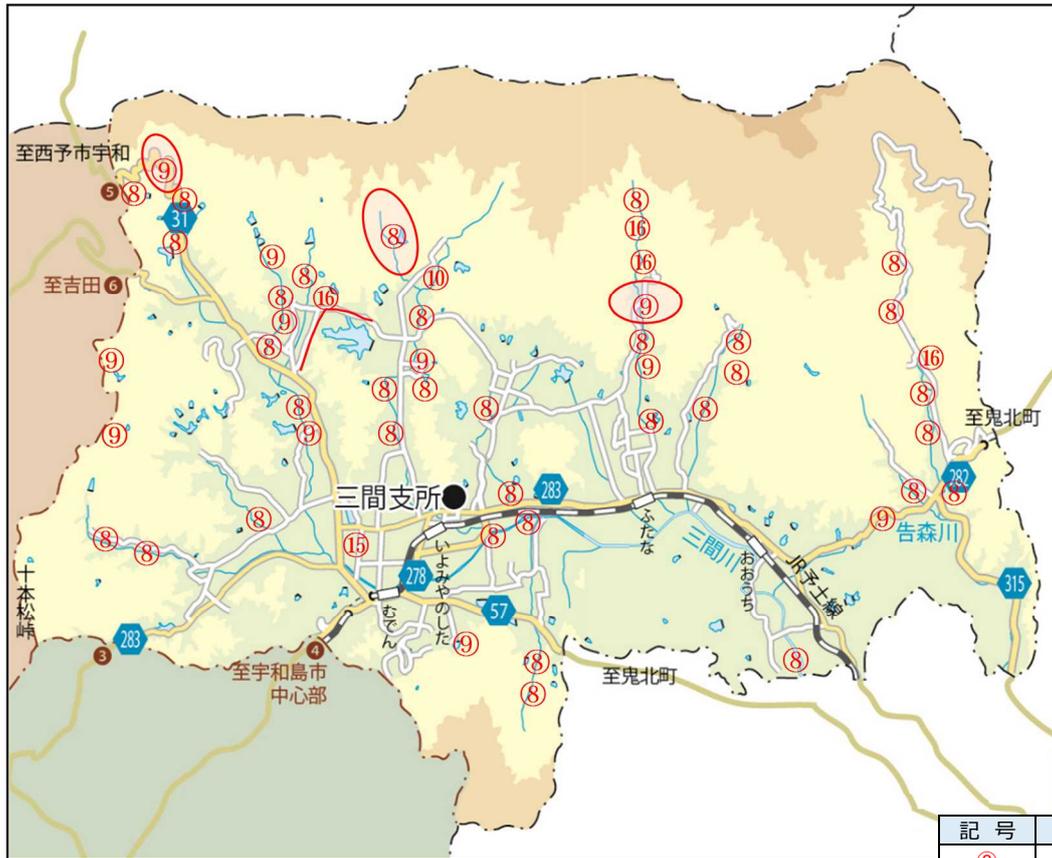
白浦地区



吉田図書館

3) 三間地区

図 14 行政施設の被害状況位置図【三間地区】



記号	種別
⑧	河川
⑨	道路
⑩	橋梁
⑮	文化施設
⑯	水道施設

※平成 31 年 1 月 31 日時点



川之内地区



則地区

(2) 復旧・復興ロードマップ

基本施策1 すまいと暮らしの再建

各種計画	項目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度～	
被害調査・生活再建支援・給付	証明	り災証明(受付・調査・交付)・被災証明(受付・交付)						
	申請	国民年金保険料免除申請	[Bar]					
		生活再建支援金申請	[Bar]					
	減免	税金の減免申請、保育所保育料・幼稚園授業料、斎場施設使用料	[Bar]					
		税証明の交付手数料、障害福祉サービス、障害児通所サービス利用者の負担額、後期高齢者医療保険料、ごみ処理手数料、住民票、印鑑登録、通知カード、個人カードの交付手数料、国民健康保険料、介護保険料、介護サービス利用者負担	[Bar]					
	猶予	市税の納税猶予						
	給付	災害弔慰金・災害障害見舞金	[Bar]					
		被災見舞金・生活再建緊急支援金・義援金	[Bar]					
	提供	生活用品の提供						
	貸付	災害援護資金						
	支援	被災者生活・健康支援	[Bar]					
		被災高齢者・障害者訪問支援、災害相談窓口	[Bar]					
		被災者見守り・相談支援	[Bar]					
	措置	児童扶養手当の特別措置						
補助	床下浸水に伴う尿汲み取り料金							
住宅支援	使用	市営住宅等の一時使用、建設型応急仮設住宅、借り上げ型応急仮設住宅(民間賃貸住宅)						
	支援	被災住宅の応急修理、住居内土砂の撤去						
	減免	建築物確認・完了検査申請手数料						
各種被災者支援	支援	被災家屋等解体処理、災害廃棄物処理、堆積土砂排除、災害廃棄物個別回収	[Bar]					
		宅地内堆積土砂等撤去償還払い、仮設トイレ設置、【※宇和島・吉田・三間】し尿処理、消毒、防疫、【※宇和島・吉田・三間】避難所開設・運営、食事の支援(調達・配布)、支援物資調達・集配、被災児童・生徒学用品給与、教科書の給与、災害ボランティア支援(応急期)	[Bar]					
	支援	災害時緊急被災児童・生徒就学支援、災害時児童・生徒通学支援、中間支援組織の育成						
	支援	地域づくりの強化						

基本施策2 安心な地域づくり

各種計画		項目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度～
計画	避難計画	【※宇和島・吉田】二次被害緊急避難計画策定・運用等	■					
防災・減災	防災・減災対策	B C Pの検証、見直し・修正、国民保護計画の更新、原子力災害避難行動計画の更新、避難勧告等の判断基準・災害対応初動マニュアル・避難所の開設等検証、見直し、修正、各担当班マニュアル等の作成、津波緊急避難場所の調査・復旧・代替場所の検討	■					
		ハザードマップの更新、地区防災計画の策定支援、水位周知河川（須賀川）以外の避難勧告等の判断基準の策定検討・策定	■					
報 設 防 災 備 情	設備復旧	防災ラジオ・放送設備・情報通信機器の確認と修繕等	■					
団 消 等 防	消防強化	消防団体制の検証・見直し・体制整理	■					
		被災状況の確認・修繕・復旧等	■					
		消防団装備の充実強化	■					
	地域防災設備	地域防災力の強化	■					
水 防	設備復旧	防火水槽や消火栓被災状況確認・修繕・復旧対応	■					
水 道	水道運用	【※吉田・三間】代替浄水施設整備・運用	■					
		【※吉田・三間】自己水源施設 復旧、通水	■					
		給配水管等復旧	■					
公 共 土 木	公共土木復旧	国道・県道・県河川等の復旧状況確認と情報提供	■					
		市道・市河川・市橋梁の復旧	■					
		土砂撤去（市道・河川等）、【※吉田】御殿内ポンプ場駆動用エンジン修繕	■					
交 公 通 共	公共交通復旧	【※宇和島・吉田・三間】コミュニティバスの臨時運行及び復旧、民間バス・鉄道の状況確認と情報提供	■					
通 信	情報通信復旧	【※吉田】地域情報ネットワーク施設・地域イントラネット	■					
施 設 復 旧	学校復旧	【※宇和島・吉田】吉田中学校・立間小学校・玉津小学校・喜佐方小学校・戸島小学校の復旧	■					
	社会教育施設復旧	【※吉田】吉田公民館・喜佐方公民館の復旧	■					
		【※吉田】吉田町図書館・立間公民館の復旧	■					
	文化施設（財）復旧	【※宇和島】宇和島城【崩壊法面復旧】、【※吉田】吉田ふれあい国安の郷の復旧、【※三間】畦地梅太郎美術館・井関邦三郎記念館	■					
	スポーツ施設復旧	【※吉田】ふれあい運動公園屋外プール・川平・河内中住民レクリエーション施設の復旧	■					
		【※吉田】吉田公園野球場の復旧	■					
その他施設復旧	被災集会所の復旧	■						
	【※吉田】吉田支所の復旧	■						

基本施策3 産業・経済の復興

各種計画	項目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度～	
農林	被災農家の状況把握・支援、【※吉田】営農相談窓口設置、被災証明、農業資金の周知、豪雨被害営農継続緊急支援、豪雨被害営農再開緊急支援、豪雨被害畜産担い手緊急支援							
	被災農業者向け経営体育成支援							
	みかんサポーター確保支援							
	若手農業者グループ復興発信活動支援							
	改植支援、農地再編整備、柑橘産業復興支援活動調査研究							
	施設農林復興関連	農地・農業用施設等の復旧						
		鳥獣害防止施設復旧						
水産	【※吉田】被災漁家の状況把握・支援							
	漁業者緊急支援資金利子補給金							
	養殖共済特別支援事業補助金							
	水産関連施設復旧							
商工・観光	被災中小企業者等再建支援、中小企業グループ支援、災害関連貸付支援、被災事業者相談窓口設置							
	かんばってます！！南予							
	被災中小企業者復旧資金利子補給金							
	中小企業者等応援事業補助金、創業・就業支援							
	【※吉田】吉田商店街街路灯整備							
他	若者の定着促進・大学連携の強化、シティセールス戦略、外部人材の活用							
	復興応援事業							
	豪雨災害の記録・承継							

第6章 復興計画の推進に向けて

早期復旧・復興を目指し、国・県をはじめとする関係機関からの支援・協力も得て、体制を充実させ、効果的な計画推進を図っていきます。

1. 計画及び復興に係る推進体制

総合的かつ円滑な推進のため、次のような体制を構築します。

(1) 災害復興本部の設置

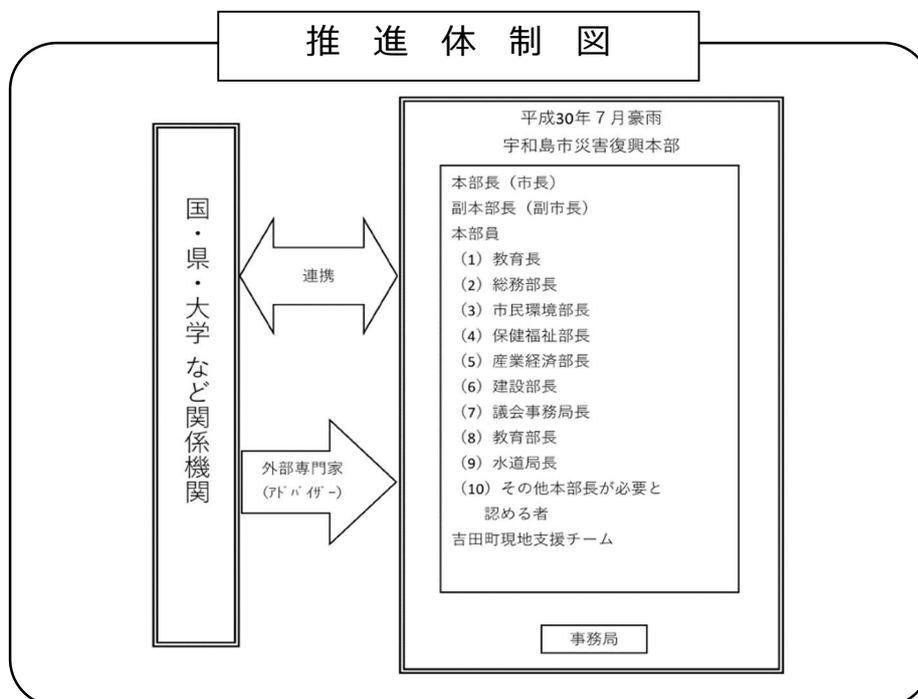
復旧・復興に関して必要な事項を協議し、施策の推進・調整を図る意思決定機関として、平成30年8月20日付けで、市長を本部長とする「災害復興本部」を設置し、復興・復旧を進めていきます。本部内には、施策の具体的な事項を協議・検討するために、復興推進グループを設置し、全庁一体的に取り組んでいきます。

(2) 関係機関との連携

国、県、大学、社会福祉協議会、NPO（ボランティア）等と連携し、諸課題に対する支援策の検討・実施に取り組みます。

(3) 外部専門家等の招聘

外部専門家(アドバイザー)等からの意見を参考に、より効果的な復興施策を推進します。



2. 進捗管理

毎年度進捗状況を点検し、必要に応じて施策の見直しを行っていきます。

資料編

宇和島市復興計画策定の経過

時 期	事 項	内 容
平成 30 年 10 月 18 日 ～ 平成 30 年 10 月 26 日	豪雨災害復興関連のタウンミーティング	18 日 玉津小学校体育館 19 日 立間公民館 20 日 喜佐方公民館 21 日 奥南公民館 22 日 吉田公民館 23 日 岩松公民館 24 日 三間公民館 25 日 遊子小学校体育館 26 日 市役所 2 階大会議室
平成 30 年 10 月 25 日	第 1 回宇和島市復興計画策定委員会	委嘱・計画概要の説明、委員会の説明等
平成 30 年 11 月 29 日 ～ 平成 30 年 12 月 17 日	豪雨災害復興関連の住民アンケートの実施	
平成 30 年 11 月 ～ 平成 30 年 12 月	豪雨災害復興関連の事業者ヒアリングの実施	
平成 31 年 1 月 23 日	第 2 回宇和島市復興計画策定委員会	復興計画素案の検討
平成 31 年 2 月 28 日	第 3 回宇和島市復興計画策定委員会	復興計画案の検討
平成 31 年 3 月 5 日 ～ 平成 31 年 3 月 19 日	宇和島市復興計画(案)パブリックコメントの実施	

宇和島市復興計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興を目的とした宇和島市復興計画（以下「復興計画」という。）を策定するため、宇和島市災害復興本部に、宇和島市復興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 復興計画の策定に関すること。
- (2) その他復興計画の策定に必要なと認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者の中から宇和島市災害復興本部長（以下、「本部長」という。）が委嘱する委員11名以内で組織する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 公共的団体の役員又は構成員
 - (3) 産業振興に関する団体の役員又は構成員
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める者
- 2 前項に規定する委員のほか、委員会にアドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員及びアドバイザーの任期は、復興計画の策定完了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、本部長が指名するものとする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて会議に関係ある者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員会に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、宇和島市災害復興本部統括調整グループ（総務部企画情報課）において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年9月21日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、本部長が招集する。

(要綱の失効)

3 この要綱は、復興計画の策定完了の日をもって、その効力を失う。

宇和島市復興計画策定委員会委員・アドバイザー名簿

(1) 委 員

種 別	所属団体	氏名	備考
産業	えひめ南農業協同組合	吉見 一弥	
産業	宇和島地区漁業協同組合協議会	松下 定一	
産業	宇和島商工会議所	有間 義恒	
産業	吉田三間商工会	水谷 一良	
産業	津島町商工会	西崎 徹	
公共	宇和島市社会福祉協議会	山本 裕子	
公共	宇和島市連合自治会	日前 賢一郎	副委員長
公共	宇和島市女性団体連絡協議会	岩村 淑子	
公共	宇和島市 PTA 連合会	松島 陽子	
公共	宇和島青年会議所	藤堂 真二	
学識	愛媛大学	小林 範之	委員長

(2) アドバイザー

種 別	所属団体	氏名	備考
行政	国土交通省 四国地方整備局	三宅 和志	
行政	愛媛県 南予地方局	片岡 正雄	
学識	一般社団法人 RCF	藤沢 烈	

※順不同・敬称略

復旧・復興に関する市民アンケート調査

豪雨災害からの復旧・復興を目的として、被災された方々をはじめ市民の皆様からご意見等をお伺いし、課題及び施策を検討するための基礎資料とするため、アンケート調査を実施。

○ 調査期間： 平成30年11月29日～12月17日

○調査対象者	・市内の「り災証明」発行世帯の全数	1,726世帯
並びに		
配布部数：	・自主防災組織代表者及び自治会長の全数	478世帯
	・校区別に無作為抽出した世帯	1,796世帯
		計 4,000世帯

○ 配布方法： 郵送配布、回収

○ 有効回収数： 2,122世帯（有効回収率 53.1%）

○ 調査結果： 宇和島市ホームページで公表

URL：<http://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/47/shimin-anketo02.html>

復旧・復興に伴う事業一覧（災害ロードマップ）

総 括

NO	取組項目 / 概要	実施時期・目標年度					
		18	19	20	21	22	23 ～
1)	復興計画の策定 ○過去に類を見ない被害を受け、復旧・復興に取り組んでいくための理念を定めるため、「宇和島市復興計画」を策定しました。	実施					

基本施策 1「すまいとくらしの再建」

(1) 被害調査・生活再建支援・給付

1)	り災証明申請の受付、被害調査、交付 ○住家等について、調査等を行い罹災の程度を証明します。	実施	→	→	→	→	→
2)	税金の減免申請 ○一定以上の損害を受けた方等を対象に、平成 30 年度市民税、固定資産税を減免しました。	実施					
3)	市税の納税猶予 ○市税を一時的に納付することができない場合等に徴収を猶予します。 ・猶予期間：（原則）申請日から 1 年以内	実施	→	→	→	→	→
4)	税証明の交付手数料免除 ○被災を原因として行う各種手続のために必要な税証明書について、交付手数料等を免除します。	実施	→				
5)	災害弔慰金の給付 ○災害で亡なられた方のご遺族に対し、災害弔慰金を支給します。	実施	→	→	→	→	→
6)	災害障害見舞金の給付 ○精神又は身体に著しい障害を受けた方に対し、災害障害見舞金を支給します。	実施	→	→	→	→	→
7)	被災見舞金の給付 ○住家被害や人的被害を受けた方に対し、見舞金を支給します。	実施	→				
8)	被災者生活再建緊急支援金の給付 ○住宅被害があった世帯に対し、支援金を支給します。 ・県、市の独自支援金	実施	→				
9)	被災者生活再建支援金の申請受付 ○住宅被害があった世帯に対し、支援金の申請受付・問合せに対応します。	実施	→	→	→		
10)	生活用品の提供 ○住宅被害があった世帯に対し、生活用品(家電製品を除く。)を提供しました。	実施					
11)	災害援護資金の貸付 ○世帯主が重傷を負った又は住居・家財に著しい損害を受けた世帯のうち、一定の所得に満たない世帯に対し、生活の立て直しのための資金を貸付しました。	実施					
12)	義援金の受入・配分 ○市内外から寄せられた災害義援金を、配分委員会で決定した基準により配分します。	実施	→				
13)	児童扶養手当の特別措置 ○住宅・家財等ごとに被害金額がその価格のおおむね 2 分の 1 以上の損害となった方に対し、その損害の月から翌年の 1 0 月までに支給される児童扶養手当に係る所得制限限度額に特別措置を講じます。	実施	→				
14)	保育所保育料、幼稚園授業料の減免 ○特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園・保育所)及び特定地域型保育事業(小規模保育所等)に入所している児童の支給認定保護者で、住居が半壊以上の被害を受けた世帯に対し、利用者負担額(保育料・授業料)の減免を行いました。	実施					
15)	障害福祉サービス・障害児通所サービス利用者の負担額減免 ○災害その他の特別な事情により、サービス利用に係る費用を負担することが困難な方に対し、必要なサービスを継続して利用できるよう利用者負担額を減免します。	実施	→				

NO	取組項目 / 概要	実施時期・目標年度					
		18	19	20	21	22	23 ~
16)	介護保険料の減免 ○一定以上の損害を受けた方等を対象に、介護保険料を減免します。	実施	→				
17)	介護サービス利用者負担の免除 ○一定以上の損害を受けた方等を対象に、介護サービスを利用した際の1割(2または3割)負担分を免除します。	実施	→				
18)	被災証明申請の受付・交付 ○人的被害等について、被災の申出があったことを証明します。	実施	→	→	→	→	→
19)	住民票、印鑑登録、通知カード・個人番号カードの交付手数料等減免 ○被災したことに伴い行う各種手続きのために使用する住民票等に係る発行手数料を免除します。	実施	→				
20)	国民年金保険料免除申請（災害分） ○被災した方について、国民年金保険料の免除申請を受け付けます。	実施	→	→			
21)	国民健康保険料の減免 ○一定以上の損害を受けた方等を対象に、国民健康保険料を減免します。 ・減免申請期間：2020年3月31日まで	実施	→				
22)	後期高齢者医療保険料の減免 ○一定以上の損害を受けた方等を対象に、後期高齢者医療保険料を減免します。 ・減免申請期間：2019年7月4日まで	実施	→				
23)	被災者生活・健康支援 ○仮設住宅等の入居者や全戸訪問後の要フォロー者等被災者の健康・生活面等について、関係機関が連携をとり、支援を継続します。	実施	→	→	→		
24)	被災高齢者・障害者訪問支援事業（生活・生業支援パッケージ） ○在宅障がい者を訪問し、現状把握と生活支援等の情報提供や関係機関の紹介による支援の提供などを行いました。	実施					
25)	災害相談窓口 ○災害で被災された方からのご相談・お問い合わせを受け付ける災害相談窓口を設置しました。	実施					
26)	被災者見守り・相談支援事業（生活・生業支援パッケージ） ○被災された方の生活再建と安定的な日常生活を確保するため、地域支え合いセンターを開設しています。 ・委託先：宇和島市社会福祉協議会 ・業務の内容：被災された方々への巡回訪問、様々な課題に応じた相談対応、地域交流の場づくりなど総合的な支援を行います。	実施	→	→			
27)	ごみ処理手数料の減免 ○罹災証明書所持者に係る災害廃棄物のごみ処理手数料を減免します。	実施	→				
29)	斎場施設使用料の減免 ○災害で亡くなられた方の遺族に対して斎場施設使用料を減免しました。 ・対象者：亡くなった方又は申請者が本市の住民であること	実施					
30)	し尿汲み取り料金の補助 ○床下浸水以上の被害を受け、汲み取り便槽が浸水した世帯及び地区の集会所へ補助金を交付しました。	実施					

(2) 住宅支援

1)	市営住宅等の一時使用 ○住宅被害があった世帯に対し、市営住宅等を無償で提供します。	実施	→	→			
2)	建設型応急仮設住宅 ○住宅被害があった世帯に対し、新たに建設した応急仮設住宅を提供します。	実施	→	→			
3)	借り上げ型応急仮設住宅（民間賃貸住宅） ○住宅被害があった世帯に対し、民間賃貸住宅を提供し、その家賃を支援します。	実施	→	→			
4)	被災住宅の応急修理 ○大規模半壊・半壊住宅となった住宅について、日常生活に必要な修理を行います。	実施	→				

NO	取組項目 / 概要	実施時期・目標年度					
		18	19	20	21	22	23 ~
5)	住居内土砂の撤去	実施	→				
	○住居内に流入した土砂の撤去を行います。						
6)	建築物確認・完了検査申請手数料の免除	実施					
	○災害により滅失又は破損した建築物等を災害の発生した日から6月以内に建築又は築造する人に対し、手数料を免除しました。						

(3-1) 各種被災者支援（生活環境）

1)	堆積土砂の排除	実施	→				
	○宅地内に流入した土砂を自力で撤去できていない方で、堆積している土砂が公益上重大な支障となる場合に、市が土砂の撤去を行います。						
2)	被災家屋等の解体処理	実施	→				
	○被災家屋等について、所有者の依頼に基づき、市が代わって解体・撤去を行います。 ・対象物件：罹災証明で「半壊」以上と判定された被災家屋等						
3)	災害廃棄物の処理	実施	→				
	○宇和島市災害廃棄物処理実行計画に基づき、甚大な被害を受けた地域で発生した大量の災害廃棄物を適切に処理します。						
4)	災害廃棄物の個別回収	実施	→				
	○自力で仮置場（環境センター等）まで運搬できない被災者等からの連絡により、災害廃棄物を回収します。						
5)	宅地内堆積土砂等撤去償還払い	実施					
	○宅地内の土砂等を撤去した場合に、その費用の一部を支援しました。						
6)	仮設トイレの管理	実施					
	○避難所等に設置された仮設トイレの維持管理を行い、生活衛生の保全に努めたものです。						
7)	し尿処理	実施					
	○浄化槽の緊急点検を行うとともに、被災浄化槽の機能回復に努めたものです。						
8)	消毒、防疫	実施					
	○感染症予防のため、消毒液の配布並びに個別消毒を実施しました。						

(3-2) 各種被災者支援（民生）

1)	避難所の開設・運営	実施					
	○災害により避難されたもしくは家に戻れなくなった方が臨時的に滞在する避難所を開設・運営しました。 ・9月24日をもって避難者全員が退所し避難所を閉鎖						
2)	食事の支援（調達・配布）	実施					
	○災害により被災した避難者及び在宅調理困難者等の食事の確保のため調達・配送を行いました。						
3)	支援物資の調達・集配	実施					
	○被災者の必要最低限の生活を確保するため、物資集配センターを設置し、支援物資の調達及び集配を行いました。						

(3-3) 各種被災者支援（学校教育環境の確保・充実）

1)	学用品の給与	実施					
	○被災したことにより滅失・き損した児童・生徒の学用品について、災害救助法に基づき、必要数を給与しました。						
2)	災害時緊急被災児童・生徒就学支援事業	実施	→	→	→	→	→
	○被災したことにより家庭の経済状況が悪化し、児童・生徒の就学が困難になった世帯に対し、就学にかかる費用を援助します。 ・国の補助がある限り継続						
3)	災害時児童・生徒通学支援事業	実施	→	→	→	→	→
	○通学路上の安全が確保できない地域における借上バス・タクシーの運行及び被災したことにより、従来通学していた学校へ自宅からの通学が困難となり、校区外から公共交通機関や自家用車で通学をしている児童・生徒に対して、その費用を支援します。 ・借上バス・タクシーの運行については通学路の安全が確保された箇所から順次事業を終了						
4)	教科書の給与	実施					
	○被災により滅失・き損した児童・生徒の教科書について、災害救助法に基づき、必要数を給与しました。						

(4) 中間支援組織の育成

NO	取組項目 / 概要	実施時期・目標年度					
		18	19	20	21	22	23 ~
1)	中間支援組織の育成	実施	→	→	→	→	→
	○災害に強いまちを目指し、住民・企業・NPO・行政をつなぐ民間主体の中間組織を育成します。 ・中間支援組織（宇和島 NPO センター（仮称））の育成 ・各種団体の情報収集 ・ボランティア活動支援等の検討						

(5) 地域づくりの強化

1)	地域づくり交付金	実施					
	○各地域づくり協議会が、今回の災害も踏まえ、地域のこれからのあり方を話し合い、指針となる「地域将来ビジョン」を策定する費用について支援を行います。（拡充：通常の交付金配分に加えて、将来ビジョン策定費用を支援）						

(6) 災害ボランティア支援

1)	災害ボランティア支援	実施	→	→			
	○災害直後の室内の清掃、土砂除け、家具・ごみ等の搬出等、住宅まわりの清掃作業などの支援として、ボランティアを派遣しました（社会福祉協議会・各種民間団体）。 また、農道やモルロール等の被害に伴う、みかん農家の人手不足への支援として、「みかんボランティア」を募集し、摘果作業や園地の復旧などを実施していただきました。 その後も、被災者の安定的な日常生活の確保を図るため、地域支え合いセンターを設置し、引き続き、ニーズに応じたボランティアの調整など総合的な支援を行います。						

基本施策 2 「安全な地域づくり」

(1) 二次災害防止

NO	取組項目 / 概要	実施時期・目標年度					
		18	19	20	21	22	23 ~
1)	二次被害緊急避難計画（暫定）の策定・運用 ○災害後の降雨等による二次災害発生に備えるため「二次被害緊急避難計画」を策定し、運用します。 ・運用基準の1段階引き上げ ・7月20日より運用を開始	実施	→				
2)	緊急避難計画の事前周知 ○「避難準備・高齢者等避難開始」等の発令時の際、自治会長、消防団、防災士会長に事前周知を行い、スムーズに避難が行われるようにします。	実施	→				
3)	緊急避難計画概要版（暫定）の全戸配布 ○緊急避難計画の内容を変更した際は、情報の漏れのないよう概要版を関連地区に全戸配布します。	実施	→				
4)	緊急避難用避難所の準備 ○緊急避難計画に合わせて、緊急避難用避難所を準備し職員を駐在させ避難所運営を行います。	実施	→				
5)	避難誘導、移動等における関係機関との連携（消防団等） ○避難情報発令時には、消防団に避難誘導を依頼するとともに、公用車やタクシー会社と連携のうえ、高齢者等の避難移動支援を行います。	実施	→				

(2) 地域防災計画等の見直し

1)	BCP（業務継続計画）の検証、見直し、修正 ○豪雨災害を検証し、災害時にも適切な対応ができるよう業務継続計画(BCP)の見直しを行います。	実施	→				
2)	国民保護計画の更新 ○武力攻撃などが発生したときの住民の避難、被災者の救援、災害への対処に関する措置等について定めた国民保護計画を更新します。	実施	→				
3)	原子力災害避難行動計画の更新 ○原子力災害発生時における円滑な避難対応ができるよう原子力災害避難行動計画を更新します。	実施	→				
4)	避難勧告等の判断基準の検証、見直し、修正 ○今回の豪雨災害に対しての避難勧告等の発令の検証をし、判断基準の見直しを行います。	実施	→				
5)	災害対応初動マニュアルの検証、見直し、修正 ○豪雨災害を検証のうえ、災害時の初動を適切に実施するため、初動マニュアルの検証、見直しを行います。	実施	→				
6)	各担当班マニュアル等の作成、更新、見直し ○豪雨災害を検証のうえ、災害時に災害班が適切に行動できるよう、各災害担当班のマニュアル作成、更新、見直しを行います。	実施	→				
7)	避難所の開設等の検証、見直し、体制整理 ○豪雨災害を受けて避難所の開設や運営の検証をし、適切に避難所対応できるよう、見直しや体制の整理を行います。	実施	→				
8)	ハザードマップの更新 ○土砂災害警戒区域等の新たな情報を最新の情報に修正し、ハザードマップを更新します。	実施	→	→	→		
9)	地区防災計画の策定支援 ○自助・共助を高め、災害時の被害減少のため、地区防災計画の策定を支援します。	実施	→	→			
10)	水位周知河川（須賀川）以外の避難勧告等の判断基準の策定検討、策定 ○河川（須賀川）以外の避難勧告等の判断基準について、検討のうえ策定し、的確な情報発信に努めます。	実施	→				
11)	津波緊急避難場所の調査、復旧、代替場所の検討 ○被災した津波緊急避難場所の状態を確認のうえ、状況に応じて復旧や代替場所の検討を行います。	実施	→				

(3) 消防団等の機能強化

1)	消防団体制の検証、見直し、体制整理 ○豪雨災害に対して消防団の活動等の検証を行い、見直しや体制の整理を行いました。	実施					
----	--	----	--	--	--	--	--

NO	取組項目 / 概要	実施時期・目標年度					
		18	19	20	21	22	23 ~
2)	被災状況の確認、修繕、復旧等 ○被災した消防団詰所、車両等の消防団施設、設備の状態を確認し、状況に応じて修繕、復旧を行います。	実施	→				
3)	消防団装備の充実強化 ○災害時に消防団がより効果的な救助活動等を行えるよう各種装備等を充実し、災害対策能力の強化を図ります。	実施	→	→			

(4) 地域防災力の強化

1)	地域防災力（啓発）の強化 ○関係機関の連携体制の強化、防災意識の啓発など、地域防災力の強化に取り組みます。 ・自主防災組織等の育成強化 ・防災士の育成・フォローアップ ・災害危険箇所周知対策（防災マップの更新、伊達ナビ機能強化） ・防災情報伝達システム整備 ・精度の高い気象情報サービスの活用 ・児童・生徒防災啓発（子ども防災キャンプ・防災ハンドブックの配布）	実施	→	→	→	→	→
----	---	----	---	---	---	---	---

(5) 水道復旧

1)	代替浄水施設整備・運用（吉田） ○被災した浄水場の代替浄水施設を適正に運用するとともに、引き続き安定した水道供給を目指します。	実施	→	→	→	→	→
2)	代替浄水施設整備・運用（三間） ○被災した浄水場の代替浄水施設を適正に運用するとともに、引き続き安定した水道供給を目指します。	実施	→	→	→	→	→
3)	自己水源施設 復旧、通水 ○被災した吉田・三間地区の自己水源施設を修繕・復旧しました。	実施					
4)	給配水管等復旧 ○被災後、応急仮復旧で通水している管路施設について、本復旧工事を行います。	実施	→				

(6) 公共土木施設復旧

1)	国道・県道・県河川等 ○市内の幹線道路となる国道・県道等の復旧状況を随時把握し、その情報を提供します。	実施	→	→			
2)	市道・市河川・市橋梁 ○被災した市道・市河川等の公共土木施設の復旧を行います。	実施	→	→	→		
3)	土砂撤去（市道・河川等） ○市道・市河川・赤道・青水路等の堆積土砂等を撤去しました。	実施					
4)	御殿内ポンプ場エンジン修繕 ○被災した御殿内ポンプ場の排水ポンプの復旧を行いました。 ・復旧内容：排水ポンプにおけるエンジン修繕	実施					

(7) 情報通信網復旧

1)	地域情報ネットワーク施設※CATV関係 ○被災した光ケーブルの復旧を行います。	実施	→				
2)	地域イントラ※公共施設ネットワーク ○被災した公共施設向け光ケーブルの復旧を行います。	実施	→				

(8) 集会所復旧

1)	集会所 ○被災した地域コミュニティの拠点である集会所の復旧のため、その費用を支援します。 ・被災箇所数：30箇所	実施	→				
----	--	----	---	--	--	--	--

(9) 社会教育施設・スポーツ施設等復旧

1)	吉田町図書館 ○被災した図書館の復旧を行います。 ・19年5月に全館再開予定	実施	→				
----	--	----	---	--	--	--	--

NO	取組項目 / 概要	実施時期・目標年度					
		18	19	20	21	22	23 ~
2)	立間公民館	実施	→				
	○被災した公民館の復旧を行います。						
3)	喜佐方公民館	実施					
	○被災した公民館の復旧を行いました。						
4)	ふれあい運動公園屋外プール(ポンプ修理)	実施	→				
	○被災したふれあい運動公園屋外プールの復旧を行います。 ・被災内容：屋外プールポンプ室への土砂の流入						
5)	川平住民レクリエーション施設	実施	→				
	○被災した住民レクリエーション施設の復旧を行います。 ・被災内容：施設内に土砂等が流入						
6)	河内中住民レクリエーション施設	実施	→				
	○被災した住民レクリエーション施設の復旧と隣接地への流出土砂の撤去を行います。 ・被災内容：施設外への土砂等の流出						
7)	吉田公園野球場	実施	→	→			
	○被災した野球場の復旧を行います。 ・被災内容：裏山からの崩土による施設の損傷						

(10) 公共交通の復旧 (完了事業)

1)	コミュニティバス	実施					
	○代替車両での運行を行いつつ、道路の復旧状況を見ながら安全性・定時性を確保できる路線ごとに運行を再開しました。 ・7月9日全便運休→7月17日臨時ダイヤで順次運行再開 ・9月3日通常ダイヤでの運行再開 ・新車両の整備 (2019年1月)						
2)	J R (予讃線)	実施					
	○線路が被災し、運休となっていた JR の復旧状況について随時情報提供を行いました。 ・7月17日八幡浜駅～宇和島駅間の代替バス運行開始 ・8月10日卯之町駅～宇和島駅間の代替バス運行開始 ・9月13日 JR (予讃線) 全線運行再開						
3)	J R (予土線)	実施					
	○線路が被災し、運休となっていた JR の復旧状況について随時情報提供を行いました。 ・7月20日宇和島駅～窪川駅間で代替バスの運行が開始 ・8月10日 JR (予土線) 運転再開						
4)	民間バス	実施					
	○道路が被災し、運休となっていた路線バスの状況について随時情報提供を行いました。						

(11) 防災情報設備の復旧 (完了事業)

1)	防災ラジオ、放送設備の確認、修繕等	実施					
	○被災した防災ラジオや放送設備について、状況に応じて取り替え、修繕、復旧等を行いました。						
2)	情報通信機器の確認、修繕等	実施					
	○被災した情報通信機器について、状況に応じて修繕、復旧等を行いました。						

(12) 消防水利等の機能復旧 (完了事業)

1)	防火水槽の被災状況確認、修繕、復旧対応	実施					
	○被災した防火水槽について、状況に応じて修繕、復旧等を行いました。						
2)	消火栓の確認、修繕、復旧等	実施					
	○被災した消火栓について、状況に応じて修繕、復旧等を行いました。						

(13) 吉田支所復旧 (完了事業)

1)	吉田支所・公民館	実施					
	○被災した吉田支所・公民館の1階フロアの復旧を行いました。 ・被災内容：床上浸水 ・復旧内容：1階床改修・設備改修・エレベーター改修等						

(14) 学校施設復旧(完了事業)

NO	取組項目 / 概要	実施時期・目標年度					
		18	19	20	21	22	23 ~
1)	吉田中学校	実施					
	○被災した校舎、屋内運動場、プール設備、グラウンド等の復旧を行いました。 ・被災内容：(校舎・屋内運動場) 床上浸水、(グラウンド) 土砂流入、(プール設備) 冠水						
2)	立間小学校	実施					
	○被災した校舎、屋内運動場、プール設備、グラウンド等の復旧を行いました。 ・被災内容：(校舎・屋内運動場) 床上浸水、(グラウンド) 土砂流入、(プール設備) 冠水						
3)	玉津小学校	実施					
	○被災したグラウンド等の復旧を行いました。 ・被災内容：(グラウンド) 土砂流入						
4)	喜佐方小学校	実施					
	○被災した校舎、プール施設及び校庭等の復旧を行いました。 ・被災内容：(校舎) 床上浸水、(校庭) 土砂流入、(プール設備) 冠水						
5)	戸島小学校	実施					
	○被災したプール等の復旧を行いました。 ・被災内容：(プール施設) 土砂流入						

(15) 文化施設・文化財復旧

1)	畦地梅太郎美術館・井関邦三郎記念館	実施					
	被災した畦地梅太郎美術館・井関邦三郎記念館の復旧を行いました。 ・復旧内容：床の張り替え、電気系統等の復旧						
2)	吉田ふれあい国安の郷	実施					
	○被災した吉田ふれあい国安の郷の復旧を行いました。 ・被災内容：施設内に土砂等が流入 ・復旧内容：土砂の撤去、床・壁・電気・排水等の復旧						
3)	宇和島城(崩壊法面復旧)	実施					
	○被災した宇和島城式部丸の法面の復旧工事を行いました。						

基本理念3「産業・経済の復興」

(1) 産業復興（農林業）

NO	取組項目 / 概要	実施時期・目標年度					
		18	19	20	21	22	23 ～
1)	被災農家の状況把握・支援 ○園地の崩壊や柑橘の樹体被害に加えて、灌水防除等の各種設備及び機械器具の浸水や損壊等が想定外の規模であることから、被災農家の現状を的確に把握すべく、JAと連携して被害状況アンケート調査を農家全戸に実施しました。 ・上記をベースに各種補助事業等利用できる支援を随時提供していく	実施					
2)	営農相談窓口設置 ○被災農家の現状に寄り添いながら、今後の農業経営支援に向けた数々の対策等について相談を受け、的確な助言を行うことにより一日も早い復興に繋げることを目的として、特に被害が甚大であった吉田地区に被災農業者向け農業経営相談所を開設しました。 ・開設期間：7月30日から8月31日	実施					
3)	被災証明 ○被災農家向けの農業資金制度や各種補助事業を利用するための農業関係被災証明を発行しました。	実施					
4)	農業資金 ○農業を行うための近代化資金・政策金融公庫・JA 資金を周知するとともに営農相談窓口での相談対応を行いました。	実施					
5)	豪雨被害営農継続緊急支援事業 ○被害を受けた農業者の応急的な復旧を支援しました。(県単事業) ・内容：①追加防除・施肥や植え直しに必要な農薬 ②肥料・種苗・資材等の購入支援、収穫乾燥調製作業や防除・かん水作業の作業委託支援 ③ドローン防除	実施					
6)	豪雨被害営農再開緊急支援事業 ○被害を受けた農業者の営農再開を支援しました。(国直採事業) ・内容：①時期作等に必要消費材購入、農業機械・軽トラックレンタル等支援 ②作物転換や規模拡大に必要な生産資材購入、農業機械リース導入支援 ③防除方法転換による委託費用支援 ④モルレルが破損した樹園地から農道までの運搬作業経費の支援	実施					
7)	被災農業者向け経営体育成支援事業 ○被害を受け今後も営農を継続する志向のある農業者に、農産物の生産・加工に必要な農業用施設・機械の再建・修繕を支援しました。(国事業)	実施	→				
8)	豪雨被害畜産担い手緊急支援事業 ○被害を受けた畜産施設や機械類の復旧、地盤修復および家きんの導入の取り組みを支援しました。	実施					
9)	改植事業（JA基金事業） ○営農活動の継続に支障をきたした果樹生産者の改植、緊急的な剪定等の作業委託を支援します。(国直採基金事業) ・内容：①改植に必要な樹体撤去費や苗木代、未収益期間に必要な肥料農薬代の支援 ②樹体保護のため緊急的に行う剪定・摘果費用の支援 ③モルレルが破損した樹園地から農道までの運搬作業経費の支援	実施	→	→	→	→	→
10)	災害復旧工事 ○被災した農地や農業用施設等の復旧を行います。	実施	→	→	→		
11)	災害復旧工事（市単） ○被災した農地や農業用施設等の復旧を行います。	実施	→				
12)	みかんサポーター確保支援事業 ○被災柑橘農家等の収穫・運搬等に必要な労働力を確保するため、確保した労働者への宿泊施設等の提供や滞在する費用の一部を支援します。	実施	→	→			
13)	柑橘産業復興支援活動調査研究事業 ○柑橘産業の復興支援を効果的に行うため、研究機関（愛媛大学）による調査・研究を依頼し、当市の柑橘産業復興に係る取組等に反映するとともに、地域の人材育成や6次産業化による新たな産業化を図ります。	実施	→	→	→	→	→
14)	鳥獣害防止施設復旧事業 ○被災した侵入防止柵等の鳥獣被害防止施設や捕獲機材等の再整備を支援します。(県単事業)	実施	→				

NO	取組項目 / 概要	実施時期・目標年度					
		18	19	20	21	22	23 ~
15)	農地再編整備事業（県営）	実施	→	→	→	→	→
	○被災したかんきつ園地の再編整備を支援します。						
16)	若手農業者グループ復興発信活動支援事業	実施	→	→			
	○若手農業者グループが災害復興に係るイベントや販売活動等に取り組む際に必要な経費を支援します。						

(2) 産業復興（水産業）

1)	被災漁家の状況把握・支援	実施					
	○関係団体（漁協）を通じ、被災漁家の状況把握とともに、復興に向けた支援情報の提供等を行いました。						
2)	災害復旧工事（補助）	実施					
	○被災した漁港施設・海岸施設等の復旧を行います。						
3)	災害復旧工事（市単）	実施	→				
	○被災した漁港施設・海岸施設等の復旧を行います。						
4)	漁業者緊急支援資金利子補給金	実施	→	→	→	→	→
	○償還延長等の制度の拡充を行いました。						
5)	養殖共済特別支援事業補助金	実施	→				
	○赤潮等の予測不能な自然災害に備えた安心できる経営体制を確立ため制度の拡充を行います。						

(3) 産業復興（商工業）

1)	被災中小企業者等再建事業	実施	→				
	○被災者への事業再建を図るために行う取組を支援します。 ・補助率 3分の2 ・補助金上限額 1,000 千円						
2)	中小企業等グループ補助金	実施	→				
	○平成 30 年 7 月豪雨による災害で被災した中小企業等グループが、県の認定を受けた復興事業計画に基づき実施する施設復旧等の費用の一部を補助します。						
3)	被災中小企業者復旧資金利子補給金	実施	→	→	→	→	→
	○災害関連貸付に対して、市が利子の一部を一定期間補給します。						
4)	災害関連貸付	実施	→				
	○愛媛県、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫が被災事業者向けの低利融資を実施します。						
5)	被災事業者相談窓口設置	実施	→				
	○被害を受けた事業者向けの相談窓口を設置します。						
6)	中小企業者等応援事業補助金	実施	→	→	→	→	
	○市内事業者が取り組む市外での見本市、展示会及び商談会への出展並びに開催を支援します。						
7)	創業・就業支援	実施	→	→	→	→	
	○新たな担い手等に対する創業・就業支援を行います。						
8)	吉田商店街街路灯整備事業	実施					
	○吉田商店街に並ぶ老朽化した街路灯を更新整備することで、商店街の明るさを取り戻すとともに、復興への機運を高めます。						

(4) 産業復興（観光業）

1)	がんばってます！！南予キャンペーン	実施	→	→			
	○復興へ向けた P R と観光振興を図るため、県や事業者等と連携のうえ、歴史・文化をはじめ、柑橘等の特産品など全国に誇れる多彩な資源を活用し、旅行商品の開発や観光プロモーションに取り組みます。						

(5) 若者の定着促進

NO	取組項目 / 概要	実施時期・目標年度					
		18	19	20	21	22	23 ~
1)	高校生まちづくり課事業 ○「若者が地域に残れる、帰れるまちづくり」をテーマに、市内高等学校の生徒で構成している「高校生まちづくり課」の中で、地域の目指すもの・まちのあり方などをデザインしていきます。 ・高校生まちづくり課 ・学校自慢 CM の制作 ・ジョブチャレンジ U-15	実施	→	→	→	→	→

(6) 大学連携

1)	大学連携の強化 ○愛媛大学との連携協定に、「地域の防災及び災害からの復興」、「人材の育成」を加え、研究機関の「知」の支援により、復興に取り組みます。 ・災害調査団との連携 ・柑橘産業イノベーションセンターサテライトの設置 ・柑橘産業復興支援事業 ・復興支援講座の開催	実施	→	→	→	→	→
----	---	----	---	---	---	---	---

(7) シティセールス戦略

1)	シティセールス戦略 ○様々なプロジェクトを実施していくなかで、今回の災害を受け、改めて目指すべきまちのあり方を見据え、復興の後押しとなる情報発信や効果的な事業展開を図ります。	実施	→	→	→	→	→
----	---	----	---	---	---	---	---

(8) 外部人材の活用

1)	外部人材の活用 ○産業の復興及び人材の育成を図るため、復興推進のノウハウを有した外部専門家や外部企業・団体等との連携・協力のもと、「復興まちづくりアドバイザー」及び「現地駐在員」を設置し、宇和島市の将来を見据えた創造的復興を目指します。	実施	→	→	→	→	→
----	--	----	---	---	---	---	---

(9) 復興応援事業

1)	復興応援事業 ○復興への機運を高めるイベントを拡充して取り組むとともに、その姿を発信します。	実施					
----	--	----	--	--	--	--	--

(10) 豪雨災害の記録・承継

1)	豪雨災害の記録・承継 ○今回の災害をしっかりと記録し、今後に備えるとともに、次の世代へと伝えます。	実施	→	→	→		
----	---	----	---	---	---	--	--

宇和島市復興計画

平成 31 年 3 月

宇和島市災害復興本部 統括調整 G
(総務部 企画情報課)

〒798-8601 宇和島市曙町 1 番地

T E L 0895-24-1111 (代表)

F A X 0895-20-1905

U R L <http://www.city.uwajima.ehime.jp/>